

学校参加論の構造と課題

—「地域」の「参加」を捉える研究の視角に着目して—

大野公寛[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科

現在、＜学校—地域＞関係をどのようなものとして構築するかということが、政策的にも実践的にも課題化される中で、地域の参加の位置づけが問われている。本稿の目的は、学校参加を扱った先行研究において「地域」（保護者・住民）がどのように捉えられてきたのかを整理することを通して、学校参加論の課題を明らかにするとともに、その課題を乗り越える学校参加論の視角の検討を試みることである。検討の結果からは、既往の学校参加論が、子どもの成長・発達という「変容」に参加の意義を見出し、その実現に資する教育力の担い手として「地域」を捉えるという視角を前提的に有していたこと、それは発達を当為として措定する国民の教育権論の学校参加論枠組みを基盤としていたことが指摘される。当為としての発達を問う学校参加論の視角が求められているといえる。

キーワード：学校参加、学校と地域の関係、国民の教育権論、発達

目次

1 関心の所在と研究の目的

2 先行研究の持つ視角の検討

- 2.1 学校参加の制度化
- 2.2 意思決定への関与としての「参加」
 - 2.2.1 学校運営協議会の類型別有効性
 - 2.2.2 実践創造型の参加モデルの提起
 - 2.2.3 「参加」による学校改善の過程
 - 2.2.4 「参加」の実質化に向けた課題
 - 2.2.5 学校協議会の事例研究
- 2.3 教育活動への協力としての「参加」
 - 2.3.1 階層的要因と「参加」の関連
 - 2.3.2 「参加」のもたらす教育効果
 - 2.3.3 学校・地域教育自治の事例研究
- 2.4 学校参加論の視角

3 理論的基盤としての権利論

- 3.1 国民の教育権論における学校参加論の形成
 - 3.1.1 親の権利から子どもの学習権へ

3.1.2 兼子仁の「学校教育参加」論

3.2 権利論的学校参加論の視角

4 議論のまとめ

- 4.1 得られた知見
- 4.2 本論の示唆と今後の課題

1 関心の所在と研究の目的

学校と地域の関係、特にそこでの「参加」の問題は、1987年の臨時教育審議会による「開かれた学校」の提言以降、政策的な論点であり続けてきた。1990年代後半からは、学校評議員制度や学校運営協議会制度など「地域」による学校運営への「参加」の制度化が進行し、近年では子どもをめぐる課題の複雑化への対応や学校を核とした地域づくりの観点からも、「地域」の「参加」が焦点化されてきている。こうした政策動向とも呼応しながら、家庭や地域の抱える個別的な課題に対する取り組みが各学校と地域の間で模索されている¹とともに、学校が地域の存続要件として捉え直される中で²、学校と地域の協働による学校改革や地域の活性化への動きが広がり始めてもいる³。

こうした多様な構想と実践の成果が強調され

る一方で、「地域」の「参加」の実現が必ずしも多様性を承認する教育を保障するとは限らないとの指摘がなされてきた⁴。近年の実証研究からは、「地域」の「学校参加」がもたらす負の影響が明らかにされつつある⁵。

以上のような状況は、種々の役割が期待される「地域」を、学校との関係においてどのように捉え、かつその関係をいかに構築していくのかということの一つの論点として提起する。そしてそのために、学校参加論の分析、すなわち学校の問題性を指摘し、その乗り越えを意図して「地域」との関係を構想してきたという従来の学校参加論の試みの成果と課題の検討が要請される。

このような問題意識から、本研究は、「地域」による学校への「参加」を扱った学校参加論を取り上げ、それらの先行研究において、〈学校—地域〉関係における「地域」（保護者・住民）⁶の「参加」がどのように捉えられ、意義づけられてきたのか整理することを通して、学校参加論の課題を明らかにするとともに、その課題を乗り越えるかたちで〈学校—地域〉関係のあり方を考察するための学校参加論の視角の可能性を検討することを目的とする。

2 先行研究の持つ視角の検討

2.1 学校参加の制度化

「地域」（保護者・住民）の学校への「参加」を扱った先行研究は、主に 2000 年代以降の学校参加の制度化を一つの契機として活発化してきた。そこで、次節以降での学校参加論の検討にあたり、ここではその前提となる政策の動向を概観する。

1970 年代後半以降噴出したとされる“受験競争の過熱や、いじめ、登校拒否、校内暴力、青少年非行などの教育荒廃”⁷は、教師・教育委員会による対応の限界として認識され、学校の外部資源すなわち保護者・住民という地域社会の諸アクターの「参加」を政策的な課題として登場させた。

臨時教育審議会は 1987 年の第三次答申で、保護者や地域住民の意見を学校運営に取り入れる「開かれた学校」という方向性を打ち出したが、その理念は 1996 年中央教育審議会答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の中でも、引き続き強調された。1998 年中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」では、

地方分権・規制緩和といった行政改革の潮流を受け、学校の自主性・自律性確立の必要から地域住民の参画を可能にする具体的な制度つまり「学校評議員制度」が提言され、2000 年より導入された。同年には、教育改革国民会議の報告が“新しいタイプの学校（「コミュニティ・スクール」等）の設置”⁸を提案し、これを受けた 2004 年中教審「今後の学校の管理運営の在り方について」は、学校教育の充実に向けた家庭・地域との連携の不可欠性を指摘し、学校運営への保護者・地域住民の参画制度の導入を提言、「コミュニティ・スクール」が制度化された。2017 年には、学校運営協議会の設置が努力義務化されるに至っている。

また 2006 年の教育基本法改定によって、学校・家庭・地域の連携が第 13 条に明記されたことを受け、2008 年中教審答申「教育振興基本計画について—「教育立国」の実現に向けて—」では、地域住民のボランティアによる学校支援を実施する「学校支援地域本部」が提案され、事業化された。

そして、2015 年中教審答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、教育課程が学校内では完結し得ないとの認識の下に、「社会に開かれた教育課程」⁹の必要性が提唱されており、地域住民に対しては主体的な「参加」が要請され、社会が総がかりで教育を担う「地域学校協働本部」体制の構築が学区レベルで進められている。

以上のような政策動向を背景に、またこれらの制度を前提となる環境として、「学校参加」に関する研究は進展してきた。従来懸念されていた実証的研究の停滞は、こうした中で解消されたとみられている¹⁰。

次節以降では、これら学校参加論の先行研究において、「地域」（保護者・住民）がどのようにして対象化され、またどのように意義づけられてきたのかを、先行研究の知見を整理しつつ検討する。その際、「学校参加」を (1) 意思決定への関与、(2) 教育活動への支援へと大別する分類の仕方¹¹に依拠して、整理を行った。

2.2 意思決定への関与としての「参加」

本節では、学校の意思決定過程への関与としての「参加」を扱った先行研究を検討する。

2.2.1 学校運営協議会の類型別有効性

学校運営協議会へのアンケートから、「地域」（保護者・住民）の学校運営参画の実態を明らかにしたものとして、コミュニティ・スクール研究会による一連の全国調査がある¹²。この調査からは、学校運営協議会の規模、定例会議の開催頻度、下部組織（部会）の設置状況といった基礎的な情報について知ることができる¹³。

「地域」（保護者・住民）との関係に関しては、学校運営協議会の審議項目として、「学校評価」「学校行事」に次いで「地域人材の活用」が挙がっており、“地域が学校に参画できる事項に関する議題が多い傾向”¹⁴があるとされる。こうした議事内容にも表れているように、学校運営協議会では、法定の権限以外にも様々な任意の活動が行われているが、こうした「派生活動」の内容を見ると、「学校自己評価」「関係者評価」に続いて「地域行事・地域活動」「学校支援活動」「青少年健全育成活動」の実施率が6割を超えている¹⁵。教育委員会の定める学校運営協議会設置規則で「学校支援活動」の役割を明記しているところも6割以上となっており、“学校運営協議会は学校支援活動を充実させる機能がある”¹⁶との指摘がなされている。

一方で、学校運営協議会が有する法定の3つの権限、すなわち校長の作成した学校の基本方針への「承認」、教育委員会または校長への「運用意見」、職員の任用に関する「任用意見」については、活発に行使されているとは言えない状況にある¹⁷。

コミュニティ・スクール研究会の代表である佐藤晴雄は、学校運営協議会に付与されたこれらの権限がガバナンスの要素を強く持つために、制度の導入が忌避されていると捉え、そうした関係者の非受容的な態度を解きほぐすことを目的に、法定3権限の行使状況と、コミュニティ・スクールの成果認識との関連を検討している。まず佐藤は、コミュニティ・スクールを通じた地域の「参画」を次のように定義する。

学校運営参画とは、「保護者や地域住民等のステイク・ホルダーが学校運営のさまざまな活動場面に加わり、その活動がもたらすサービスを享受すると共に、その活動を支え、さらに学校教育の意思決定にアクターとし

て加わるまでの一連の過程に包含する営為」¹⁸（である一引用者）。

ここで「地域」（保護者・住民）の参画は、学校運営への参画つまりそれを実質化する法定3権限の行使とともに、「さまざまな活動」として対象化されている。

次に佐藤は、各教育委員会における学校運営協議会設置規則の分析から法定3権限の規定率に多様性があることを明らかにし¹⁹、それらを、全権限を規定した「完全型」、条件付きの「制約型」、3権限のうち1つを欠いた「欠損型（1欠）」、2つを欠いた「欠損型（2欠）」に分類した上で²⁰、校長満足度の高い有効なコミュニティ・スクールのタイプを求めようとする。その際、次のような分析枠組みが用いられる。すなわち、権限規定の類型と校長の満足度は、直結するものではなく、権限の行使による「提案実現度」と派生活動による「校長の成果認識」という2つの要因を経由するという仮説である。

この2要因の中に、佐藤の「参画」概念が具体的に示される。すなわち、「地域」（保護者・住民）の「参画」は、3権限を行使することで地域人材の活用等の「提案」²¹を行い、またその提案を受けて実際の「活動」を担うとともに、学校評価や学校支援などの「派生活動」（「さまざまな活動」）を行うことであり、それは「学校と地域が情報共有するようになった」「地域が学校に協力的になった」等の24項目²²から構成される「成果」として意義づけられるものである。そしてこのモデルからわかるように、佐藤の議論においては、「地域」の「参画」すなわち「活動」は何らかの「成果」に結びつくという認識が共有されている。

分析の結果、「完全型」と「欠損型（1欠）」の有効性が有意に確認されたことを踏まえ、佐藤は“コミュニティ・スクールが学校を改善していくための一つのツールであるという理解が学校現場にはなかなか伝わり難い実態”に対して、“ガバナンスに関わる活動から手がけた方がより高い成果につながる可能性もある”ことを指摘している²³。

2.2.2 実践創造型の参加モデルの提起

こうした「学校参加」の実証的な研究において先駆的な役割を果たしたものに、岩永定の研究がある。岩永の研究の特徴の一つは、欧米の学校参

加制度を日本に紹介する海外の事例研究の進展や「学校参加」の急速な政策化といった潮流に対して、それを実現する「条件」の重要性を問うてきた点にある。“制度の導入を可能とするような条件が熟しているのか”²⁴、“施策がその意図を実現できる条件を備えているのか”²⁵という問題意識から、学校参加制度の効果的な実現に向けた関係者の「準備性」が問われているのである。

この課題に関して岩永らは、教員への意識調査から、「地域」（保護者・住民）の意思決定過程への関与に対する学校側の消極性を明らかにしている。その上で、“開かれた学校”づくりに対する学校の準備性は高くなく、制度が意図する機能が十分に発揮される基盤は脆弱である”と指摘し、“教員の意識を規定している学校組織をめぐる諸条件（特に教職員数の問題）の検討”が必要だとする²⁶。学校運営協議会の制度化をめぐっても、こうした現場の低調な受け入れ姿勢を考慮し、制度の有効な実現を準備する下からの学校参加実践の創出が模索されるのである²⁷。

現場での「準備性」を重んじるこのような視点は、先行研究の検討にもあらわれている。岩永は、「参加の正当性」に依拠した従来の学校参加論を、“あるべき理念としての参加から現実を裁断し、学校経営に何を付加すべきかを提示する方法に終始していた”とし、実践現場の実態と乖離した学校参加研究のあり方を批判する。そして、その上で“具体的実践（中略）の中にある可能性をすくい上げるといった上向的枠組み”が求められることを指摘している²⁸。

以上のような、学校参加制度化の政策動向と従来の学校参加論への批判的検討を踏まえ、岩永は、現場での準備性や実現可能性を考慮に入れた「参加」枠組みとして、以下のような参加の「合意モデル」を提示する。

＜合意モデル＞の主眼は、合意できる集団が、合意できる範囲で実践を作り出し、父母・住民参加の有効性認識を基盤としてその範囲を拡大していくことにある²⁹。

その特徴は、子どもの教育活動を中心に据えて、そのための連携活動を考え、保護者・住民と教職員が合意した活動から取りかかるという点にある³⁰。

つまり岩永は、「合意」による「父母・住民参加」の「実践」「活動」の創造という論理によって、学校参加に対する準備性の不足や学校参加論の規範性の克服を意図しているのである。ここで「合意」の実現可能性の鍵となるのが、「有効性」の概念である。これについて岩永は、合意モデルにおける「有効性」を「参加」が「依拠する原理」として措定した上で³¹、次のように述べる。

アメリカでは、（中略）父母・住民の学校教育参加の有効性に関する研究が活発に展開されている。そこでは、父母・住民の学校教育参加が子どもの学業成績、自己意識や社会性、学級雰囲気改善に寄与しているのかなどに焦点が当てられている³²。

このように「合意モデル」において「参加」は、合意に基づいて組み込まれる「実践」「活動」であり、それは「有効性」への寄与によって評価される。ここで「参加」は「有効性の原理」に依拠すべきものとして措かれているのである。

そしてこのモデルの背景には、次のような問題意識があったと考えることができる。

1970年代の初めに様々な教育問題が顕在化して以来、（中略）もし学校の教育力だけをもってしては今日の事態を打開できないとすれば、（中略）学校教育に親の教育力を導入することが考えられる必要がある。そのためには親の教育参加に関する理論的・実証的解明が重要な課題として提起されるといわねばならない³³。

岩永が重視した現場の課題状況からは、「参加」を「有効性」の観点から構想するモデルが要請されざるを得ない側面があった。

2.2.3 「参加」による学校改善の過程

佐藤や岩永が実施したような量的実態調査に加え、個別校での質的調査を通して、「学校経営参加」制度の導入から学校改善に至る「過程」を明らかにした研究に、大林正史『学校運営協議会の導入による学校教育の改善過程に関する研究』（2015）がある。

大林は、教員と学校運営協議会委員に対して実施したアンケート調査から、学校運営協議会の

「活動」と「成果認識」などを確認した上で、両者の関連について調査結果の分析から以下の知見を得る。第一に“学校運営協議会において、学校経営の方向性に関わる事項が協議されること”つまり“校長と教員に対するアカウンタビリティの追求”は、“教員による教育活動の創造に関する「学校教育の改善」に影響を与えている可能性があると言える”こと、第二に“地域運営学校において、学校と家庭、地域を結びつけるような教育活動の支援が行われることは（中略）学校と地域間のネットワークや信頼、互酬の関係の形成に影響を与えていると言える”こと、第三にそのような教育活動への支援は“「教員による教育活動の創造」や、「生活指導上の問題解決」「児童の学力向上」、すなわち「学校教育の改善」に影響を与えている可能性があると言える”こと、などである³⁴。

そして大林は、このような全国的な傾向を踏まえ、学校運営協議会の導入から学校教育の改善までの具体的な過程を、2つの小学校のスクールヒストリーの分析を通じて解明しようとしている。大林によれば、一方の学校では、“教員や児童、学校環境にも解決すべき課題があると認識”していた校長の主導により、学校運営協議会が導入される。当初は学校を査定しようとする委員との間で“学校運営協議会の意味づけをめぐるコンフリクト”が発生したが、“委員が教員との共同活動を通して、教員との関わりを深めていったこと”によって“コンフリクトは解消され”、次第に“地域住民や保護者を巻き込んだ教育活動が創造されるようになる”とともに、それがまた両者の信頼関係を形成するようになった。“このような循環の中で、「新たな教育活動」の創造による「児童の学習活動の質的改善」、すなわち「学校教育の改善」が起こっていったと考えられる”のだという³⁵。

もう一方の学校では、学校運営協議会導入以前から取り組まれていた近隣の学校との連携活動等の継続を意図して、学校運営協議会が設置された。協議会会長の主導で“「実働」を重視した活動”が展開され、その結果“「学校教育の側面支援的な事業」としての新たな教育活動が生み出されるとともに、（中略）教員と委員の間には信頼関係が生まれていった”のだという。その後、この「実働」機能は新たに設立された学校支援地域本部へと移行され、学校運営協議会は主に学校の

運営方針に関する意見具申を行うようになったが、校長の異動により十分な位置づけを得られなくなっていく。また、こうした機能の転換に伴い、学校運営協議会への教員の出席義務が緩和され、“教員と学校運営協議会委員間のネットワークが弱化した結果、新たな教育活動が生み出されにくくなったことによって、（中略）学校教育の改善が、教員によって感じられにくくなった”と考察されている³⁶。

こうした分析から大林は、“「学校経営参加機関に関する活動を通じた保護者と教員とのネットワークや信頼、互酬の関係の形成、すなわちソーシャルキャピタルの蓄積が、学校教育の改善に影響を与える」に近い過程が、学校運営協議会の導入による学校教育の改善過程として重要であること”³⁷を指摘している。すなわち、学校経営参加機関である学校運営協議会において「共同活動」や「実働を重視した活動」が行われる中で学校と地域の間には信頼関係が構築される循環が、両校のスクールヒストリーに共通して確認されたのであり³⁸、それが「学校教育の改善」へと連なるのである。

以上のような、学校教育の改善過程を学校経営参加との関連から明らかにしようとする研究の着眼は、どのようにして得られたのであろうか。その課題意識は次のように述べられる。

第1に、子どもの学習権を保障することが、学校参加の第一義的な目的とされるべきだと考えるためである。（中略）よって、学校参加が制度上具現化したと考えられる学校運営協議会の最終的な目的は、子どもの学習権の保障、換言すれば、「児童の学習活動の質的改善」に置かれるべきである。

第2に、「学校の正統性」がゆらぐ現代において、「学校教育の改善」は、喫緊の課題と言えるからである。（中略）したがって、学校運営協議会の導入も、最終的には、「学校教育の改善」を帰結させる必要がある³⁹。

ここで「改善」とは、“「生活指導上の問題解決」や「児童の学力向上」の成果認識から構成される概念”⁴⁰と定義され、それぞれ「いじめ問題が改善した」「不登校問題が改善した」「児童の学習意欲が高まった」等の質問項目として設定されるものである。そしてこの「改善」は、参加が「最

終的」に収斂する「目的」であるとされる。

ここに、この研究の「地域」（保護者・住民）の「参加」を捉える視角がある。大林の学校参加論において「地域」（保護者・住民）は、「共同活動」や「実働を重視した活動」を通じて、児童の「生活指導上の問題解決」や「学力向上」といった「改善」に資するものと捉えられ、評価されるが、こうした「地域」の把握のされ方は、「参加」による「学校改善」がなされるべきだとする前提つまり権利論的な視角に依拠することによって、調査に先立って設定されていたものであった。

2.2.4 「参加」の実質化に向けた課題

ここまで見てきた「学校参加」に関する先行研究は、学校運営協議会制度を中心とする学校参加制度を前提としたものであった。こうした「学校参加」の制度化に伴う主要な課題の一つとして議論されてきたのが、「参加」の実質化をいかに担保するかという問題であった。

大桃敏行は、広範な領域にわたる意思決定への参加が多様な主体に開かれた場合にも課題は残るとし、“少数の「物言う」人たちと圧倒的多数の「沈黙する」人たちの乖離が存在するなかで、参加の実質化、代表の正当性をどのように担保していくのか”という課題を提起した⁴¹。社会的属性への観点から学校参加を批判的に検討した広田照幸は、“学校に積極的に関与する層と関与しない層に社会的な属性の違い（マイノリティの親、下層の親は参加の度合いが低い）が大きく作用していること”によって、多様性の捨象や学校運営に肯定的な者の優先的参加などが生じ、“親がみんなで合意したことだから”という新たな正当性を帯びた決定が、マイノリティや社会的弱者に位置する親の考えや要求を封じ込めてしまう結果になりかねない”ことを指摘した⁴²。また、保護者や地域住民の経済・文化・社会的な階層構造に着目した葉養正明も、“学校の管理運営への参画ルートが制度化されればされるほど、それに乗れる人と乗れない人との区分けは明確化することになる”とし、そうした“弱い家族”が顧慮されない事態を学校参加制度化の“隘路”とした⁴³。

実際に、学校運営協議会委員の属性に関しては、“高学歴・高所得・地域住民が多く、それ以外のカテゴリが過小代表状況にとどまっている”⁴⁴との分析がなされており、制度導入期に示された上記のような懸念が顕在化する可能性が見て取れ

る。加えて、学校運営協議会内部においては、議事場におけるポリティクスの生起が明らかにされてきている。仲田康一によれば、学校運営協議会の場合においては、（有力な）住民が尊重される地域内の規範や集約困難な保護者の多様性などの要因によって、特に女性・保護者委員の議事参加が非活性状態に留められるという実態がある⁴⁵。

以上のような課題に対しては、学校参加制度の参加者規定に対する制度的な修正の必要が指摘されている。例えば、保護者委員の任期の長期化や地域住民委員の割合への上限の設定などがこれに当たる⁴⁶。

一方で、“学級や学年あるいは地域等を単位として、多層的・多層的な参加の場を設け、それらを相互につなぐこと”、“フォーマルな参加様式だけでなく、インフォーマルな参加を尊重すること”⁴⁷といった提起にみられるように、「参加」そのもののあり方を多様に構想し直そうとする議論もある。「地域」（保護者・住民）の「学校参加」がどのように捉えられてきたのかという本稿の問いは、どのような人々が参加者とみなされてきたのかということにかかわるが、その意味において、学校参加の実質化という学校経営学の関心からも課題化されていると考えることができる。

このように、「参加」の実質化の問題は代表性の問題へ置換されることで、参加者の属性への制度的な配慮が議論されてきた。「参加」の形式化をもたらす「地域」（保護者・住民）の意識や、「地域」の多様な教育意思を集約化する関係の形成といった実質化の基盤に関しては、なお残された課題であることが指摘され得る。

2.2.5 学校協議会の事例研究

以上の先行研究がコミュニティ・スクール等の制度的環境を前提としたものである一方で、学校参加論には、制度化以前の実践を対象とした事例研究が蓄積されている。こうした研究の中で浦野東洋一は、開かれた学校づくりを“すべての初等中等学校に共通する今日の学校経営の根本問題”として位置づけ、“子ども・保護者・住民の学校参加を実現すること”をその中心的課題として問うてきた⁴⁸。

浦野の議論においては、学校への「参加」が実現されるべき論拠は、次の三点に求められる。それは、第一に“異変とさえいわれる子どもの変化、

学級崩壊などの学校の現実がそのことを求めているということ”，第二に“憲法・教育基本法の理念に合致していること”，第三に“子どもの権利条約や国際的な教育改革の動向に合致しているということ”である⁴⁹。

浦野は、その中でも第二の点つまり「憲法・教育基本法の理念」という観点から、「参加」に基づいたあるべき学校像を提示する。すなわち、営造物としての「特別権力関係」に規定された戦前の学校像の転換、つまりその転換の根拠となる学校の「公の性質」を規定した教育基本法第六条の具体化として提起される“参加協力関係型学校”というあり方である⁵⁰。

そして、こうした法制論に教育論が接続されることによって、浦野の「学校参加」の全体図が示される。

権利主体であるという表現は法律学的なので、教育学的に言い直せば、子ども・保護者・教師のそれぞれが独立した人格主体であるということである。このことから私は、次のような構図を描き出す。すなわち、子どもの成長については、(中略)それぞれが、比喩的にいって3分の1ずつの責任を負っている。子どもを真中に、家庭(保護者)と学校(教師)とのコミュニケーションと協力関係がうまく働いたときに、子どもは最もよく育つ。親の学校参加、生徒の学校参加は是非とも必要である、という構図である⁵¹。

ここでは、法律学的な「権利主体」としての子ども・保護者・教師が教育的な「人格主体」へと重ねられたうえで、権利主体＝人格主体である子どもを「成長」する存在と置くことによって、保護者の「学校参加」は、法的な権利としてのみならず子どもの「成長」に寄与する教育的な条項からもまた意味づけられ、構成されている。

以上から、浦野の議論において「学校参加」は、憲法・教育基本法に立脚する「国民の教育権」論から導出された当為であり、保護者の「参加」によって子どもの「成長」が実現するという教育的な原理そのものでもある。

したがって、ここまで整理してきたような浦野の視角からは、学校協議会における「参加」の実践は次のように捉えられることとなる。すなわち、浦野が事例分析の対象とする長野県辰野高校で

は、生徒・教職員・保護者の各代表が学校運営に関する協議を行う「三者協議会」や地域住民を含めた関係者に開かれた話し合いの場である「辰野高校フォーラム」が取り組まれているが、これらの実践は、既述のような「教育基本法の理念」を具体化させる取り組みとして位置づけられるのである⁵²。上記の学校参加論の構図において教育学的に先決されていたように、浦野が参与観察の結果から“一番大切なこと”と位置づけるのは、“三者協議会にかかわった生徒の変容(成長)”である⁵³。ここで捉えられる「三者」「四者」の「参加」とは協議会への参加であり、「地域」(保護者・住民)は子どもの「変容」つまり「成長」を促す教育の担い手と捉えられている。

2.3 教育活動への協力としての「参加」

本節では、教育活動への支援や協力としての「参加」を扱った先行研究を取り上げる。

2.3.1 階層的要因と「参加」の関連

社会属性的な要因の影響を受けることによる意思決定過程への「参加」の形式化の問題については前節で触れたが、同様の課題は、教育活動への「参加」においても問題となる。城内君枝・藤田武志「階層と社会関係資本が保護者の学校参加に及ぼす影響—S 小学校の事例調査を通して—」(2011)は、保護者の職業階層及び社会関係資本と学校参加との関連を、ある小学校の保護者へのアンケート調査をもとに統計的に分析することによって、職業階層の高さと社会ネットワークの強さが、保護者のより積極的な学校参加へと独立に作用していることを明らかにするとともに、学校が保護者の社会ネットワーク形成を支援することによって学校参加を促進する方策などを示唆している⁵⁴。

城内・藤田の議論において、「学校参加」はどのように捉えられるのであろうか。城内・藤田はその冒頭で、参加に関する「問題の所在」を次のように述べる。

近年、学校はいじめ、非行、校内暴力、不登校、(中略)などの様々な問題に直面している。現在のような状況のなかで、文部科学省は、学校だけでは対応できない新たな問題が増えてきていることを考慮して、教育基本法改正に伴い、(中略)21年度より学校支援

地域本部事業を始め、学校ごとの「開かれた学校」の取組を一層推進するようになったのである⁵⁵。

ここではまず、「様々な問題に直面」する学校の現状が認識され、そうした課題への対応として「開かれた学校」づくりが推進されていると捉えられる。そして、このような問題把握に基づくことで、求められるべき「参加」のあり方が次のように導かれる。

このように「開かれた学校」が推進される現在の保護者には、わが子に直接関係することだけではなく、学校運営の主体者や地域住民として学校全体を支援していくような学校参加が求められるようになってきた。そして、学校は、学校全体を支援してくれる活動に参加してくれる保護者を増やしていくことが必要なのではないだろうか⁵⁶。

つまり、上記のような問題意識に立つことで、「参加」は「学校全体を支援してくれる活動」としての性質を与えられることとなる。城内・藤田において、「学校参加」は3つの類型、すなわち(1)学校へのかかわりを包括的に表現する「関与」、(2)直接わが子に関係する学校行事などへの「参加」、(3)学校全体に対する「支援」から構成される概念として定義されるが⁵⁷、上に引用したような問題意識からは、特に学校教育活動全般への「支援」としての参加が重視され、調査の中で着目される。城内・藤田の議論は、このように「参加」を捉えた上で、“学校を支援する活動に参加している保護者はどのような保護者なのかを探究”し、社会階層と参加との関連を分析しているのである。

この「支援」としての「参加」は、具体的には、「学校ボランティアをする」「PTA役員などを務める」「奉仕作業などのPTA作業に参加する」等から構成される「学校支援尺度」⁵⁸として指標化されることによって、分析上対象化される。なお、この研究の課題を引き継いだ城内君枝「社会関係資本が保護者の学校参加に及ぼす影響—保護者のネットワークに着目して—」(2013)では、同様の問題意識の下に、「参加」を捉えるための指標として「協力行動得点」⁵⁹が用いられている。これは、「学校の教育方針や目標を決める委員会

への参加」「学校の活動を評価する委員会への参加」「『総合的な学習の時間』などの講師」「授業での教師のアシスタント(補助)」等から構成されるものである。

以上のように、城内・藤田の論稿では、「参加」は学校が直面する課題にどう対処すべきかという問題意識の下で、学校への協力的な諸行動として把握され、学校全体への支援として意義づけられている。

2.3.2 「参加」のもたらす教育効果

山崎清男らによるグループは、「学校支援地域本部事業」に関する質問紙調査から、地域の参画が学校に及ぼす効果を検証している。この調査では、「地域住民の学校支援」は、「ゲストティーチャー」「図書館(読書)活動支援」「クラブ・部活動」「実習補助」などの活動として捉えられる⁶⁰。また「学校支援の効果」としては、子どもの「学校内活動での関心・意欲・態度」「授業における理解力・集中力」「基本的な生活習慣」「休み時間・昼休みの過ごし方」⁶¹への好影響が想定されている。検証からは、これらのうち「関心・意欲・態度」「理解力・集中力」に対する学校支援の効果が教師によって認識されたことが示されている⁶²。

またその後の調査からは、地域との活動を否定的にとらえる子どもほど学校を楽しく感じていないことや、地域との活動経験のない子どもほど地域による支援活動を望んでいないことが明らかにされている⁶³。このような傾向を受けて、山崎らは、学校を楽しいと思える子どもの「育成」や、地域とのかかわりを深めようとする意識の「涵養」の可能性を指摘し、地域がその「一手段」となることを期待している⁶⁴。

ここで山崎らは、地域住民による学校教育への支援・協力が必要となる論拠を子どもの成長・発達に求めている。すなわちこの調査では、“地域の人々や集団との関わりをぬきにして学校教育のみで子どもの成長発達を担うことは考えにくい”⁶⁵こと、あるいは“学校のみでは子どもの成長発達を十分サポートしえない、換言すれば家庭、学校、地域の協働体制の構築が子どもの成長発達に欠かせないという前提”⁶⁶が共有されているのである。「学校支援地域本部」を対象に実施されたこの調査は、「子どもの成長発達」と「地域の協働」に関するこうした「前提」がいかに効果的に実現されているのかを検証しようとしたもの

だといえる。つまり、「地域」（保護者・住民）に期待される教育的な「効果」は、「地域」との協働が子どもの成長・発達をもたらすとする「前提」の段階において既に山崎らの議論に共有されていると考えることができる。

2.3.3 学校・地域教育自治の事例研究

勝野充行は、学校・自治体単位での教育活動への「参加」と意思決定にかかわる「住民自治」との両面から、理論的・運動論的検討を行っている。

勝野は、子ども・教師・父母・住民の「直接民主主義的手法による教育の協働的創造の原則」や“人権・学習権・教育権の保障”といった教育基本法から導出される法理が、“中央集権的教育行政”によって“ことごとく空洞化されてきて”おり、それによって“子どもの側に、いじめ・落ちこぼし・不登校・自殺にまで至る人権・学習権侵害の状況”が作り出されていると捉えた上で⁶⁷、“子ども・教師・父母・住民の対等平等な発言権・参加権を相互に保障し合う協働自治・学校構成員自治が実現されなくてはならない”⁶⁸とする。その実現のために勝野が提示したのが、参加による議論の展開であった。それは、自治体の構成員としての「住民」である子ども・教師・父母・住民が、“憲法・地方自治法上の主権的統治権・諸権利を行使することによって教育行政を管理統制（教基法を具現するよう民主的に規制）する”⁶⁹という“改革論＝「教育行政の住民自治論」”⁷⁰、すなわち“市当局・教育行政当局との間に「慣行」あるいは公式な「条例」「市要綱」「合意確認書」等をもって教育行政を住民自治的に規制し、住民との合意形成による民主化を実現”する「参加型」教育行政への組み換えである⁷¹。ここでは、「住民」は主権者・教育権者として捉えられることで、改革・運動を担う参加主体となる。

こうした提起は、各地の運動を対象とした事例分析に基づきつつ構築されたものであった。そこで以下では、そうした運動の事例分析を取り上げ、そこでの「地域」の位置を確認する。

岐阜県恵那地域では、「恵那教育会議」を前史とし、1970年代以降、再度教育の住民自治運動が展開された。「地域」（保護者・住民）の「参加」の観点から注目されるのは、運動の主要な舞台である中津川市で結成され、教育関係団体による市民的な合意の形成と反映を目指した「中津川教育市民会議」⁷²と、共同学習と教育支援を行う地区

単位の「教育を育てる会」⁷³である。

勝野は、前者の特徴として“市教育委員会が正式の構成団体として所属している”⁷⁴点をあげ、これによって“教育の人民統制の過程に「行政の参加」がなされている”⁷⁵とした。そして“「教育の住民自治」と「国民的教育権」を教育基本法10条の精神に基づいて何とか具現しようとする”⁷⁶画期的な実例として評価する。

また後者については、“「育てる会」自体の存在と活動”が“国民的教育権の視角から把握”られる⁷⁷。“親的教育権”（中略）と「親・住民の学校教育への発言権・参加権」を同時保障していく、この意味での「国民的教育権」実現の具現体となっている”こと、また“地域住民の「公正な民意」を反映させ、「教育行政への住民参加」を可能にする教育住民自治権の結合体（団体）であること”が指摘される⁷⁸。「住民」は、「教育権者」「具有者」という権利主体として捉えられる。

さらに勝野は、学校単位での教育実践への「参加」の事例分析を通じて、“保育・教育そのものの成立要件としての父母住民参加の不可欠性について検討”⁷⁹を加えている。勝野は、いくつかの学校で実施された農業を主題とした教育実践への「地域」の「参加」の記録から、“「教える側に立つ」”⁸⁰親・地域の人々、その教育力を捉えている。そしてこうした事例を、“「父母住民が教育する側に立つ」本格的な父母住民参加の教育実践の典型的な展開の例”⁸¹として評価する。このような「参加」の把握の仕方は、戦後における父母住民参加の学校づくり実践を対象としたその他の事例分析にも共通していた。そこでは、学習の一環として実施される調査への協力者、教育実践の協働者といった「教育主体」として、「地域」が位置づけられているのである⁸²。

2.4 学校参加論の視角

ここまでの検討から、学校参加論の先行研究に関して以下のような特徴が指摘され得る。

まず、先行研究が「学校参加」を対象化する方法についてである。たとえば実態調査の設計では、「参加」は権限の行使や学校評価・支援活動の経験の有無として項目化されていた。それは、実践に即して見れば、岩永が構想するような「合意」に基づいて創造される「教育活動」「連携活動」であり、大林の事例校で観察された「実働」である。より具体的には、「学校ボランティア」や「奉

仕作業」といった環境整備,あるいは「ゲストティーチャー」「実習補助」といった,勝野の言う「教える側に立つ」実践などによって,「参加」は捉えられた。すなわち,先行研究において「参加」は,参加主体個々人の何らかの「活動」への従事として可視化されてきたと考えることができる。その上で先行研究は,地域から学校へ入力される「活動」すなわち「参加」が,何らかの「成果」を引き起こすという意義を提示する。

次に指摘されるのは,この意義についてである。ここで注目されるのは,この意義づけにおいて,ある種の「変化」に価値が付与されている点である。本章で見てきたように,「学校参加」には,「生活指導上の問題解決」「児童の学力向上」といった「学校改善」,「学業成績,自己意識や社会性,学級雰囲気改善」に寄与する「有効性」,「関心・意欲・態度」の向上への「効果」,「三者協議会にかかわった生徒の変容(成長)」などの意義が見出されてきた。情報共有の活発化や地域の理解力・教育力の向上といった教育環境の改善という変化についても,子どものこうした肯定的な変化につながる成果と位置づけられる。このように「学校参加」は,地域によって行われる「活動」の結果,改善・成長・向上といった望ましい「変化」をもたらすものとして意義づけられていた。このとき「地域」は,こうした「変化」をもたらす存在つまり教育の担い手として位置づくことになる。

このような「参加」の位置づけにあらわれているように,「地域」(保護者・住民)は,学校にとっての「外部」⁸³というよりはむしろ,学校が担う教育の内部へ組み込まれながら理解されていたといえる。先行研究の関心は,学校課題から出発しながら,そうした課題を有する学校にとりより,そうした課題にいかに対処し,学校を正常化・充実化するかということに向けられていた。このような問いの立てられ方は,「地域」の「参加」を改善・成長・向上といった望ましい「変化」に資する教育の担い手として意義づける上述の見方が,前提化されていたこととかかわっていると考えられる。

参加の導入による「学校教育改善過程」を明らかにした大林は,改善過程に着眼した段階で,参加を通じて改善がなされるべきと見なし,また現場での実現可能性を考慮した参加枠組みを構想した岩永の議論においては,参加は「合意モデル」

の枠組みで「有効性の原理」に依拠すべきものとして措かれていた。参加による教育効果を検証した山崎らは,その調査に先立って,学校と地域の協働が子どもの「成長・発達」をもたらすとする「前提」を共有しており,参加者の社会的属性を分析した城内・藤田においては,子どもをめぐる課題への対応から,「支援」としての参加が求められるべき形態として設定されていた。事例分析の浦野や勝野は,教育権の規範を準拠点に事例を捉えており,また学校運営協議会の類型別の有効性を示した佐藤の分析枠組みは地域による活動が成果につながるという認識の下に成立している。このように,学校参加論の先行研究は,各々の課題から議論を展開しながらも,「地域」の「参加」を教育的な「成果」の実現から捉える見方を,前提的に共有していたと考えられるのである。これが学校参加論の有する視角である。

そして,こうした参加論の視角の背景には学校が直面する様々な課題への対応という教育学的な一つの要請が存在していた。学校の限界は政策的にも認識され,「地域」の「参加」が焦点化されていくが,学校参加論はそうした問題状況の克服という課題に取り組んでいたものであり,その中で形成されたのがこの視角であった。

次章では,この視角の理論的な基盤と学校参加論全体の構造とを明らかにするために,国民の教育権論を参照する。

3 理論的基盤としての権利論

3.1 国民の教育権論における学校参加論の形成

学校参加論自体は,当初は主に教育法学の領域において,「国家の教育権」に対する「国民の教育権」理論の彫琢の過程で形成されたという出自を持つ。そこで主要な課題は,教育権の行使主体である国民としての子ども・親・住民・教師らそれぞれの権利関係を究明することであった。

3.1.1 親の権利から子どもの学習権へ

宗像誠也は,学習指導要領の告示化や教育課程への道徳の追加(1958年)を国家による教育統制と捉え,それへの対抗の論理として,子の教育に関する親の自然的権利,すなわち“教育の権力統制に反対し,積極的にはよりよい教育を要求する権利としての親の教育権”⁸⁴を主張した。また

教師の教育権に関しては、子どもの有する真理を学びとる権利の“照り返し”⁸⁵として根拠づけた。

ここからさらに堀尾輝久は、先ず子どもの学習権を教育権論の基盤に据え、この子どもの学習権の第一次的な履行権すなわち親の義務として親権を措く。そして教師には、組織化されたこの親義務が委託されているものとみなし、主体間の教育権の関係を構造化した。“親は、子どもを学校にやるということだけでその義務（親権）を完全に履行したことになら”ないため、“公教育は常に親たちによって監視され守られていかねばなら”ず⁸⁶，“もし親の期待に反する教育が行なわれていれば、親は教師に要求や批判を出し、お互いの意見を調整して、協同で子どもの成長を保障するというのが、今日の公教育のとらえ方の基本にならねばならない”⁸⁷というのである。

3.1.2 兼子仁の「学校教育参加」論

こうした親の教育への発言権⁸⁸から子どもの学習権の措定へと至る国民の教育権論の理論的展開を受けて、父母・住民の学校とのかかわりを学校参加論として体系的に構築したのは、兼子仁であった。その参加論によれば、各主体の権利関係は次のように構造化される。すなわち、先ず子どもの学習権が参加論の「原点」に据えられ、その上に、親の教育の自由やより積極的な教育要求権・参加権、教師の専門的な教育自治権、国・自治体による教育条件整備義務が編成される⁸⁹。

兼子学校教育参加論の要件の一つは、子どもの学習権を「原点」とするこの構造にあった。兼子は、子どもの学習権を人間的発達権つまり“学習することによって人間として成長発達していく権利”⁹⁰として定立し、そこに戦後教育法制が形成する新たな法体系（教育法）の示す「規範」という性格を付与した⁹¹。これにより、兼子の学校参加論は発達の当為性を軸に展開する構成をとることとなる。すなわち、親や住民の学校教育参加権は子どもの発達権に代位するものとしてあり、教師の教育権限が認められるのも子どもの発達を専門的に保障する限りにおいてであった。また両者の両立は、教育専門的判断を求める親の権利に対する教師の応答が、この「発達」を保障する専門性に基づくことによって、見通され得たものであった⁹²。

兼子学校教育参加論の今一つの要件は、権利主体の集団化にあった。父母・住民の学校との関係

は、個別的な要求権行使の形態のままでは「参加」とは見なされず、親は、学校生活の集団性や教師の現実的な応答可能性といった諸条件を踏まえ、より効果的な権利行使の実現のために集団化を要求される⁹³。この集団化は“子どもの学習権を実現せんとする親の教育権として、きわめて重要である”とされ、“父母集団による恒常的な教育要求を学校が受けとめていく状況”こそが“学校教育参加”と定義されるのであった⁹⁴。具体的には、PTA や学級懇談会などが、学校参加制度として各学校において慣習法的に制度化されていくことが期待された⁹⁵。

そして、この集団化した父母の立場はさらに、“「文化のいない手としての国民・住民」の一環”⁹⁶へと収斂される。今橋盛勝が批判したように、こうした合意の集合化は“予定調和的”⁹⁷であるが、こうした予定調和を可能にした論理が発達の当為性であったと考えられるのである。

ここには一種の循環が形成される。すなわち、兼子の参加論においては、文化の担い手としての国民・住民が権利主体として参加権を行使するが、教育を通じて準備されている未来の権利主体として子どもが、発達によって国民へと媒介されるのであり、その国民が発達に規定されながら学校へと参加するという参加と発達の循環が成立することになるのである。

3.2 権利論的学校参加論の視角

本章で検討したように、国民の教育権論における学校参加論は、発達の当為性を軸に構成されるものであった。教育法学の議論は父母・住民の「参加」の法論理を明らかにしたが、そこでの「参加」のあり方は、子どもの「人間的発達権」を規範として措定することによってその教育条理に規定されることとなった。ここにおいて「地域」は、発達保障の場としての学校に包摂される。

前章で析出した学校参加論の視角は、なおこの範囲にあるものと位置づけることができる。子どもの成長・発達という「変化」を前提化し、その実現に資する教育力の担い手として「地域」を捉え、学校参加論を構成するという水準において、「学校参加」を扱った先行研究は権利論的枠組みを有していると考えられるのである。

4 議論のまとめ

4.1 得られた知見

本稿では、学校参加を扱った先行研究を取り上げ、「地域」（保護者・住民）の「参加」がどのように捉えられてきたかを検討した。ここでは以下のことが明らかになった。

第一に、「地域」の「学校参加」は、各個人の従事する「活動」として研究上対象化されていることである。第二に、このように可視化された上で、「地域」の「参加」は子どもの望ましい「変化」に資するものとして評価されていたことである。ここで捉えられているのは、教育の担い手としての「地域」である。第三に、こうした把握によって「地域」の「参加」は学校の内部へと組み込まれているということである。そのため、学校のあり方そのものを「地域」の「参加」との関係において問うということがなされにくくなっているように思われる。第四に、このような捉え方は、それぞれの議論において前提化されていたことであり、ここに学校参加論の視角があることを指摘した。第五に、この視角の背景には学校課題が存在していたこと、そして参加論はこの課題の克服を意図していたことである。しかしこれは学校参加論の視角によって限界づけられる面を持つものと考えられる。

そして、このような学校参加論の視角は国民の教育権論へと遡及され得るものであることを、本稿は指摘した。国民の教育権論の検討からは、第六に、学校参加論が子どもの人間的発達権を当為として措定することで構成されていることを確認し、上記の視角を、改めて、発達の規範を軸に展開する権理的な学校参加論の枠組みとして指摘した。

4.2 本論の示唆と今後の課題

それでは、本稿が明らかにしてきた学校参加論の構造からはどのような示唆が導かれるだろうか。

この構造の基盤となった国民の教育権論は、子どもの発達を「原点」に据えることによって、〈学校—地域〉関係を「参加論」へと展開するとともに、国家の教育権への対抗理論を提示し得たが、その一方で、近代国家の権力作用と共存した側面があったと捉えることもできる。

国民の教育権論において発達保障の制度である学校はまた、近代産業社会に適合的な身体と価値観の形成を通じて人々を国民化つまり均質化・画一化する国民教育制度として⁹⁸、近代社会の秩序を編成する規律権力を作動させていたといわれる⁹⁹。子どもの発達に定礎された要求権・参加権の行使は、したがって、発達した労働者としての国民の育成を企図する権力作用と共鳴することともなった¹⁰⁰。ここで「地域」の「参加」は、発達に規定されながら把握されることによって、この共振関係に包摂されざるを得ず、既述のような教育の担い手として「地域」（保護者・住民）を捉える制度化以降の実証研究の視角も、この水準で「地域」を学校へと包摂する参加論として構成されているといえる。

このような学校参加論枠組み、つまり権理的視角には、次のような限界が指摘され得る。すなわち、参加論の理論的基盤に措定された規範としての発達、それを保障する場としての学校、発達に資する教育の担い手としての「地域」の「参加」という学校参加論の論理が、発達の当為性を所与とすることによって展開するために、発達やそれを保障する学校それ自体を検討対象とする議論が抑制されざるを得ないことである。学校の帯びる画一性・均質性、一斉性¹⁰¹といった性質については、それを要請した近代社会の揺らぎの中で排除の問題を顕在化させることが指摘されており¹⁰²、学校と地域の関係を扱う学校参加論もまた、この点を視野に入れなければならない状況にある。しかしながら、国民の教育権論における学校参加論では、発達論を当為とした権利と権力の「共棲関係」¹⁰³のもとで、発達が問いの対象となりにくく、また学校参加の実証研究も、この枠組みを引き継ぐ中で、発達やそれを保障する学校そのもののあり方を「地域」との関係で問い返すものとはなり得なかったのではないだろうか。この意味で学校の限界の克服という参加論の意図は、十全に果たされているとはいえない面がある。ここから課題化されるのは、発達保障の場としての学校という参加論の前提そのものの有する近代的な諸性質によってもたらされる排除の問題を、意識的に問うことを可能とする学校参加論の視角である。

このことは、発達の当為性を軸に展開する権理的参加論の組み換え、すなわち所与の規範として措定された発達を問いの対象とすることを可

能にする学校参加論への展開を意味するが、ここに「外部」としての「地域」の可能性が見出されることとなる。つまり、問い合うことのできる関係を結ぶ他者として「地域」を捉え、そこで形成される「地域」（保護者・住民）の子ども・教師との関係を「学校参加」として捉え直す視角が示唆されるのである。

この視角はまた、こうした「参加」＝関係を先ず把握すること、そしてその関係の形成を議論することの必要を提起する。このことは次の二つの観点で、有意味であると思われる。すなわち、一つは、「参加者」とは誰かを問い直すという点においてである。ここには、従来の参加論の視角からは望ましい変容に資すると価値化されづらかったために対象化されてこなかった人々の関係＝「参加」の可視化、あるいはその再評価¹⁰⁴の可能性へと議論が開かれる契機がある。

そして今一つは、「参加」＝関係が形成される過程やそこでの「地域」（保護者・住民）の意識を課題化することにおいてである。地域の子どもの事柄にかかわろうとする人々の意識がどのように形成されていくのかという問題は、制度化された意思決定への参加の「実質化」を担保する基盤として重要であると考えられるが、教育行政学の先行研究は、既述のようにこの点を捨象し、代表者の属性に着目した制度論へと帰着している面がある。一方で、たしかに近年の学校参加論は、見てきたように、「合意」や「循環」などの、学校と地域あるいは地域内の関係構築の論理を提出してきたように見えるが、それは発達の所与性を据え置いたまま形成される関係であるが故に、静的な「循環」として予定されざるを得ない。ここに発達を問いの対象とするという上記の視角がかかわってくるのである。

以上に導出された学校参加論の新たな視角の内実を探究するとともに、「参加」の制度化以前を含めた<学校—地域>研究における「地域」の位置を、近代の国民教育制度としての学校との関係という観点から検討していくことが、今後の課題として挙げられる。

注

¹ 柏木智子・仲田康一編著『子どもの貧困・不利・困難を超える学校』学事出版、2017。

² 橋詰登“人口減少下における農山村地域の変容と地域社会の存続要件”〈国立教育政策研究所『人口減少社会における学校制度の設計と教育形態の開発のための総合的研究』2014）p. 257。

³ たとえば、島根県の県立高校から始まった学校と地域の協働による取り組みが、「地域・教育魅力化プラットフォーム」として全国的な展開を見せている（入手先 URI : <http://c-platform.or.jp/>（アクセス日：2018-10-30））。

⁴ 大桃敏行“地方分権の推進と公教育概念の変容”『教育学研究』第 67 巻、第 3 号、2000、p. 299。

⁵ 武井哲郎『「開かれた学校」の功罪—ボランティアの参与と子どもの排除／包摂』明石書店、2017、p. 73—114、115—155。

⁶ 本稿では、参加者としての地域を捉えようとするため、保護者と地域住民を想定するが、先行研究には両者を区別するもの、地域住民として両者を一括するもの等があることから、これらを包括的に捉えるために「地域」（保護者・住民）という表記を基本的には用いることとした。このような包括については、地域を「一枚岩」と前提する見方の孕む課題が指摘されており（広田照幸“保護者・地域の支援・参加をどう考えるか”『日本教育経営学会紀要』第 54 号、2012、p. 109—110）、さらなる検討が必要であるが、本稿はこれまでの教育学の参加研究がこのように地域を一体的なものとして前提し得たその論理の究明ともかかわるため、このような包括的な表記を維持することとした。

⁷ 臨時教育審議会“教育改革に関する第一次答申”『文部時報 臨時増刊号』第 1299 号、1985、p. 10。

⁸ 教育改革国民会議「教育改革国民会議報告—教育を変える 17 の提案—」2000。入手先 URI : <http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html>（アクセス日：2018-10-30）

⁹ 中央教育審議会教育課程企画特別部会「教育課程企画特別部会論点整理」2015、p. 1—4。入手先 URI : http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/tou shin/_icsFiles/afildfile/2015/12/11/1361110.pdf（アクセス日：2019-01-05）

¹⁰ 仲田康一“学校・家庭・地域の関係構造改革”〈日本教育経営学会編『現代の教育改革と教育経営』学文社、2018） p. 90—91。

¹¹ 仲田陽一“戦後日本における父母住民参加の学校づくり”（堀尾輝久・浦野東洋一他編『組織としての学校』柏書房、1996） p. 138—139、武井哲郎“学校参加制度の概要と機能に関する研究報告”『びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要』第 11 号、2014、p. 115 など。

¹² 佐藤晴雄編著『コミュニティ・スクールの研究—学校運営協議会の成果と課題—』風間書房、2010、佐藤晴雄編著『コミュニティ・スクールの全貌—全国調査から実相と成果を探る—』風間書房、2018 など。

¹³ 北野秋男“学校運営協議会の組織と活動”〈佐藤編著、*Ibid.*） p. 35—36。

¹⁴ *Ibid.*、p. 39。

¹⁵ 佐藤晴雄“学校運営協議会による派生活動の実態と

- 校長の成果認識・運営評価」(佐藤編著, *Ibid.*) p. 53.
- 16 大園早紀 “学校評議員制度・学校支援地域本部と学校運営協議会との関係”(佐藤編著, *Ibid.*) p. 31.
- 17 佐藤晴雄 “学校運営協議会の権限行使の実態”(佐藤編著, *Ibid.*) p. 41–43, p. 45.
- 18 *Ibid.*, p. 61.
- 19 佐藤晴雄 『コミュニティ・スクールの成果と展望—スクール・ガバナンスとソーシャル・キャピタルとしての役割—』ミネルヴァ書房, 2017, p. 144–145.
- 20 *Ibid.*, p. 160–161.
- 21 *Ibid.*, p. 218.
- 22 *Ibid.*, p. 225.
- 23 *Ibid.*, p. 282–283.
- 24 岩永定・佐藤義彦 “親の学校教育参加に関する調査研究”『鳴門大学研究紀要(教育科学編)』第7巻, 1992, p. 220.
- 25 岩永定・芝山明義・岩城孝次 “開かれた学校”づくりの諸施策に対する教員の意識に関する研究”『日本教育経営学会紀要』第44号, 2002, p. 82.
- 26 *Ibid.*, p. 93.
- 27 岩永定 “学校と家庭・地域の連携の現状と課題”『日本教育経営学会紀要』第47号, 2005, p. 167–169.
- 28 岩永定 “父母・住民の経営参加と学校の自律性”(日本教育経営学会編『自立的学校経営と教育経営』玉川大学出版部, 2000) p. 252.
- 29 *Ibid.*, p. 255.
- 30 岩永, *op. cit.*, 2005, p. 169.
- 31 岩永, *op. cit.*, 2000, p. 254.
- 32 *Ibid.*, p. 255.
- 33 岩永・佐藤, *op. cit.*, 1992, p. 199.
- 34 大林正史 『学校運営協議会の導入による学校教育の改善過程に関する研究』大学教育出版, 2015, p. 90–91.
- 35 *Ibid.*, p. 106–108.
- 36 *Ibid.*, p. 126–128.
- 37 *Ibid.*, p. 155–156.
- 38 *Ibid.*, p. 153.
- 39 *Ibid.*, p. 5–6.
- 40 *Ibid.*, p. 8.
- 41 大桃, *op. cit.*, 2000, p. 299.
- 42 広田照幸 『教育』岩波書店, 2004, p. 65–66.
- 43 養兼正明 “学校経営者の保護者・地域社会, 子どもとの新たな関係”『日本教育経営学会紀要』(47), 2005, p. 44.
- 44 仲田康一・大林正史・武井哲郎 “学校運営協議会委員の属性・意識・行動に関する研究: 質問紙調査の結果から”『琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要』(5), 2011, p. 34.
- 45 仲田康一 『コミュニティ・スクールのポリテクス—学校運営協議会における保護者の位置—』勁草書房, 2015, p. 63–90, p. 127–158.
- 46 *Ibid.*, p. 265.
- 47 勝野正章 “学校のガバナンスと経営”(小川正人・勝野正章編著『教育行政と学校経営』放送大学教育振興会, 2012) p. 263–264.
- 48 浦野東洋一 『開かれた学校づくり』同時代社, 2003, p. 44–45.
- 49 *Ibid.*, p. 45–46.
- 50 浦野東洋一 “学校教育の再生”(浦野東洋一・坂田仰・青木朋江・横澤幸仁・渡邊光雄編『学校経営と法研究会叢書3 現代教師論』八千代出版, 2001) p. 258–260.
- 51 浦野東洋一 “現代学校論序説”(浦野東洋一・坂田仰・青木朋江・横澤幸仁編『学校経営と法研究会叢書1 現代学校論』八千代出版, 1999) p. 8.
- 52 *Ibid.*, p. 8–9.
- 53 浦野東洋一 “今なぜ「開かれた学校」なのか”(浦野東洋一編著『学校評議員制度の新たな展開』学事出版, 2001) p. 25.
- 54 城内君枝・藤田武志 “階層と社会関係資本が保護者の学校参加に及ぼす影響—S小学校の事例調査を通して—”『学校教育研究』26, 2011, p. 87–98.
- 55 *Ibid.*, p. 87.
- 56 *Ibid.*, p. 88.
- 57 *Ibid.*, p. 97.
- 58 *Ibid.*, p. 91–92.
- 59 城内君枝 “社会関係資本が保護者の学校参加に及ぼす影響—保護者のネットワークに着目して—”『兵庫教育大学教育実践学論集』第14号, 2013, p. 61.
- 60 中川忠宣・山崎清男・深尾誠 “家庭, 学校, 地域社会の「教育の協働」に関する調査分析の報告—学校支援活動に関する由布市及び別府市の実態調査から—”『大分大学高等教育開発センター紀要』(1), 2009, p. 98, 107.
- 61 *Ibid.*, p. 100, 109.
- 62 *Ibid.*, p. 113.
- ただし, これらの効果が地域によるどのようなかわりと関連しているのかは明確にされていない。
- 63 中川忠宣・山崎清男・深尾誠 “地域との関わりによる子どもの学習活動の推進”『日本生活体験学習学会誌』第10号, 2010, p. 39–40.
- 64 *Ibid.*
- 65 *Ibid.*, p. 35.
- 66 中川忠宣・山崎清男・深尾誠 “地域との関わりによる子どもの学習活動の推進(II)”『日本生活体験学習学会誌』第11号, 2011, p. 11.
- 67 勝野充行 『子ども・父母住民の教育参加論』教育史料出版会, 1996, p. 181–182.
- 68 *Ibid.*, p. 183.
- 69 *Ibid.*, p. 189.
- 70 *Ibid.*, p. 184.
- 71 *Ibid.*, p. 189–190.
- 72 勝野充行 “「中津川教育市民会議」と「教育の住民自治」”『大垣女子短期大学研究紀要』No. 12, 1980, p. 50–66.
- 73 勝野充行 “「中津川教育市民会議」と「教育の住民自治」(III)—「民主教育を育てる会」を中心に—”『大垣女子短期大学研究紀要』No. 17, 1983, p. 43–55.
- 74 勝野, *op. cit.*, 1980, p. 58.
- 75 *Ibid.*, p. 61.

- 76 *Ibid.*, p. 59.
- 77 勝野, *op. cit.*, 1983, p. 51.
- 78 *Ibid.*, p. 52–53.
- 79 勝野充行 “教育自治と父母住民参加 (Ⅲ)” 『大垣女子短期大学研究紀要』 No. 24, 1986, p. 28.
- 80 *Ibid.*, p. 31.
- 81 *Ibid.*, p. 28.
- 82 勝野, *op. cit.*, 1996, p. 96–112.
- 83 岩永, *op. cit.*, 2000, p. 254.
- 84 宗像誠也 『教育学著作集 第4巻』 青木書店, 1975, p. 103.
- 85 *Ibid.*, p. 105.
- 86 堀尾輝久 『現代教育の思想と構造』 岩波書店, 1992, p. 215–216.
- 87 堀尾輝久 “国民の教育権の構造” (堀尾輝久・兼子仁 『教育と人権』 岩波書店, 1977) p. 85.
- 88 宗像誠也 『教育と教育政策』 岩波書店, 1961, p. 46.
- 89 兼子仁 『教育権の理論』 勁草書房, 1976, p. 4–5.
- 90 兼子仁 “教育人権をめぐる問題状況” (堀尾輝久・兼子仁 『教育と人権』 岩波書店, 1977) p. 341.
- 91 兼子仁 『入門 教育法』 エイデル研究所, 1976, p. 19–20.
- 92 兼子仁 『法律学全集 16-I 教育法 (新版)』 有斐閣, 1978, p. 300–302.
- 93 *Ibid.*, p. 303.
- 94 *Ibid.*, p. 304.
- 95 *Ibid.*, p. 304–305.
- 96 *Ibid.*, p. 304, 212–222.
- 97 今橋盛勝 『教育法と法社会学』 三省堂, 1983, p. 246.
- 98 牧野篤 『生きることとしての学び 2010年代・自生する地域コミュニティと共変化する人々』 東京大学出版会, 2014, p. 24–26.
- 99 ミシェル・フーコー著, 田村俣訳 『監獄の誕生—監視と処罰—』 新潮社, 1977, p. 142–143, p. 218–219.
- 100 中城進 “「発達と教育」論の呪縛からの脱出” (山本冬彦編著 『教育の戦後思想』 農山漁村文化協会, 1995) p. 112–115.
- 101 恒吉僚子 “教室の中の社会” (佐藤学編 『教室という場所』 国土社, 1995) p. 191–204.
- 102 佐伯胖・黒崎勲・佐藤学・田中孝彦・浜田寿美男・藤田英典編 『岩波講座 現代の教育 第1巻 いま教育を問う』 岩波書店, 1998 の諸論稿を参照。
- 103 今井康雄 『メディアの教育学—「教育」の再定義のために—』 東京大学出版会, 2004, p. 64–66.
- 104 たとえば近年の学校と地域の「協働」論では、協働に至る過程が成熟の段階として序列化されることで、“依然として地域と学校の連携活動は、掃除、緑化等の校内環境整備、登下校時の見守り活動、校外学習の補助といった、学校のお手伝いの様相が目立つ” (志々田まなみ “これからの次世代育成・支援を推進する組織の6つの課題～地域学校協働活動を展開するために～” 『社会教育』 72 (5), 2017, p. 10.) と言われるように、特定の参加の形態がそれとして検討の対象にされにくい面があるように思われる。

Structure and Issues in Studies of Participation in School: Focusing on the Research Framework of Community Participation

Kimihiko ONO[†]

[†]Graduate School of Education, the University of Tokyo

Considering what relationship between schools and community ought to be is now regarded as important politically and practically. In this situation, the meaning of parents and community residents for schools is more concerned. The aim of this study is to clarify the structure and issues in studies of school participation and to try to examine the framework that overcomes the issues, by reviewing how the participation in school of parents and community residents has been evaluated in the preceding studies. As a result, it is revealed that the previous studies possess the framework to value the participation of parents and local residents for their contribution to child development. In addition, this framework has been based on the theory of people's rights to education that supposed child development. Studies of participation in school have need of the framework that takes up child development as a normative premise for discussion.

Keywords: Participation in School, Relationship between Schools and Community, Theory of People's Rights to Education, Child Development

伊藤寿朗の地域博物館論の初歩的検討

—1970 年代以降の『月刊社会教育』掲載記事の分析を中心に—

中川友理絵[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科

本稿の目的は、伊藤寿朗の地域博物館論の展開を、学芸員の役割を論点として学芸員の立場から捉え直すことである。結論的には、『月刊社会教育』掲載記事を通して伊藤の地域博物館論の特徴を概観し、次の二点が明らかになった。第一に、学芸員は領域のまたがる研究を組織する役割が求められること。第二に、学芸員は住民とともに活動に取り組むことが求められること。この二つの特徴から、伊藤によってそれらを保障する体制を整えることが求められ、学芸員の存在が主張されることとなった。ここから、学芸員の存在が媒介となって博物館の活動が機能することで、博物館が市民の自治的な能力の育成を支援することが可能になるという博物館論の視点を得ることができる。しかし、この視点は地域博物館のあり方に限定されたものであり、学芸員の専門性の根拠を示したものではない。今後、博物館研究の動向をふまえて学芸員の専門性を検討することが求められる。

キーワード：伊藤寿朗，地域博物館，学芸員

目次

1 はじめに

- 1.1 研究の背景
- 1.2 先行研究の検討
- 1.3 研究の目的と方法

2 伊藤寿朗の地域博物館論

- 2.1 地域博物館論の理念
- 2.2 資料づくりの実践
- 2.3 小括

3 学芸員の役割

- 3.1 収集・保管，調査・研究
- 3.2 公開・教育活動
- 3.3 考察

4 おわりに

分析対象記事一覧

1 はじめに

1.1 研究の背景

戦後、日本における博物館は社会教育法や博物館法を基に社会教育のための機関として位置付けられてきた。1970 年代より社会教育における国民の学習権保障の議論の高まりに伴い、博物館の学習権保障に果たす役割が論じられるようになった。後藤和民は、“博物館が社会教育機関とされ、教育委員会の所管になっているのは、この国民の自由な学習権を保障するためであり、時の権力や公の支配を受けないための基本的な条件なのである”¹として、“国民のそのような（学習や研究活動の展開を可能とする：引用者注）学習権を保障するためには、しかるべき学芸員を養成し、自己研修や調査研究の機会を与えると同時に、一生を通じて、その博物館に定着し、体験や実績を蓄積しうるような、確固たる身分保障や格づけが必要となる”²と述べており、国民の学習権保障として博物館の果たすべき役割を指摘し、そのための学芸員の養成や身分保障が必要であると主張している。

また、伊藤寿朗は、後述する地域博物館³とい

う博物館像を提唱して、1990年代には“博物館というものが、公民館や図書館と同じように、市民が自治的な能力を自ら育てる営みを援助する役割をはたしながら、市民の学習権を保障していく施設であるということが自覚されていなければならない”⁴と述べている。先に述べた後藤は、国民の学習権を保障する博物館のあり方を提起するが、伊藤は市町村立の博物館に立脚点を置くことで⁵、国民が市民や住民と読み換えられた上で、市民の学習権を保障する地域志向型博物館の特徴を、地域博物館の実践に見出そうとするものであった。その後、この伊藤の論を理論的支柱として、さらに地域博物館の実践が展開されていくことになる。

1.2 先行研究の検討

伊藤寿朗は、1970年代より博物館法の成立過程や日本の博物館発達史の論考を経て⁶、第三世代の博物館像、地域博物館論を提唱する⁷。これまで、博物館研究および社会教育研究では、伊藤の博物館論をめぐる、どのような議論がなされてきたのであろうか。先行研究を概観しておく。

博物館研究の領域では、金山喜昭が地域博物館における多様なまちづくりの事例から、その取り組みが住民の郷土意識を育む契機をつくり、市民意識の形成に資することを論じている⁸。また、金山は指定管理者として野田市郷土博物館を運営する経験から、博物館が市民のキャリアデザインを支援する活動に取り組んでいることを述べている⁹。金山は、地域博物館の役割を“市民自治の原則を博物館の領域において、そして博物館の機能を通して育み支えていくような自己教育力の形成をはかること”¹⁰と捉え、第三世代の博物館像を“博物館の事業に参加することを通じて、自立した個人や公共性を育成することを試みたもの”¹¹と評価して、博物館活動を通して住民が自立化する「個」の確立¹²を志向している。

布谷知夫は、研究調査・交流サービス・資料整備・展示といった事業が総合的に行われ、どの事業に対しても利用者が主体的に参加できるような体制をもった博物館として、滋賀県立琵琶湖博物館の実践を通して参加型博物館を提唱し¹³、“第三世代の博物館という用語はその意味合いがつかみにくい博物館像だと言わざるを得ない”¹⁴と指摘している。また、布谷は日本における地域博物館の議論を整理し、博物館が地域に果たす役割

について“利用者である地域住民が、地域の自然やくらしなどに興味を持つように手助けをすること”¹⁵と述べている。さらに彼は、博物館が地域の活動とかわるためには、“博物館の本来の機能がますます強化されていくことが必要”¹⁶であり、その具体例として“基礎的な博物館の研究活動、利用しやすい資料整備と収集の活動、利用者との交流を行う活動、博物館からの情報発信である展示活動”¹⁷を挙げている。

このように、金山・布谷はいずれも博物館の運営や事業に市民が参画する様子について論じており、各々の実践で博物館のあり方に注目するなかで、伊藤の論が用いられ、議論の展開をみせている。その一方で、生島が指摘するように¹⁸、金山や布谷自身がそうである運営者や学芸員の役割は議論の射程外となっているようである。

社会教育研究の領域では、加藤由以は、1950年代から70年代の博物館教育論と、伊藤寿朗の博物館論を取り上げて博物館教育の担い手について検討している¹⁹。加藤は、博物館教育を専門的に担うエデュケーターの議論が教育機能のみに注目していることを批判し、市民の自己教育を重視した伊藤の博物館論を取り上げて、博物館の機能を総体的に捉える必要があることを指摘している²⁰。

生島美和は、伊藤寿朗の地域博物館論の実証的検討を通して、学芸員の教育実践を再考している²¹。生島は、全国の市町村立博物館を対象とした質問紙調査より、地域博物館の学芸員の日常的な活動の様子について“当該地域において活動する市民団体と日常的にコミットし、地域情報や団体活動について情報交換を行っている”²²という特性を析出している。伊藤のいう市民の自己教育力の形成を促す博物館のあり方が、学芸員の実践から見出されているといえる。さらに、君津市久留里城址資料館の学芸員Aの教育実践について、学芸員Aと地域住民へのインタビュー調査から、“住民を資料の保存・活用の主体に位置づけながら、地域づくりを支援・促進する”²³ものと論じている。生島は、住民の力量形成を企図する教育実践を志向する学芸員論を、“社会教育職員論として包摂されるもの”²⁴と位置付けている。

このように、近年の社会教育研究において学芸員のあり方を問う一定の理論研究の蓄積が認められるものの、現実には、伊藤の地域博物館論がその到達点とされ、それを乗り越える論理が生ま

れていない現状がある。よって、本稿では、伊藤の地域博物館論の展開を、彼が重視した実践を捉えつつ、今日に至る実践の展開をも視野に入れて、学芸員の立場から検討することとした。

1.3 研究の目的と方法

本稿の目的は、伊藤寿朗の地域博物館論の展開を学芸員の立場から捉え直すことである。その際、基本的な視点として、これまで博物館研究の領域であり焦点があてられてこなかった学芸員の役割を論点として検討する。なぜなら、冒頭で述べたように学習権保障に博物館が果たすためには学芸員を養成することが必要とされており、伊藤の地域博物館論は学芸員の立場から、つまり学芸員の実践による市民の学習権保障という観点から書かれていると考えられるからである。

本稿では、伊藤の著書と『月刊社会教育』の博物館に関する掲載記事（以下、掲載記事とする。）を分析の対象として用いる。社会教育関連の雑誌としては『社会教育』（1950年創刊、日本青年館）と『月刊社会教育』（1957年創刊、国土社）がある。前者は文科省の政策や取り組みを中心に展開する一方、後者は社会教育推進全国協議会（以下、社全協）の運動を基盤としている特徴がある。伊藤寿朗の論考が『月刊社会教育』に限られており、地域博物館論やその考え方が他館にどのような影響を与えたのかを捉えうることから、本稿では『月刊社会教育』に絞った分析をおこなう。本稿では、学芸員の立場から論じられた実践に関する記事を中心に議論を概観するが、それは社全協が実践と研究活動を通じた相互の学びあいに価値をおき²⁵、また、地域博物館論が実践との往還のなかで育まれてきた²⁶と考えられるからである。

本稿では、国立情報学研究所 CiNii において、刊行物に『月刊社会教育』、キーワード²⁷に「博物館」「ミュージアム」「資料館」「科学館」「美術館」「動物園」「水族館」「植物園」をそれぞれ入力して検索した 152 件²⁸のうち、伊藤寿朗の寄稿した 7 件²⁹を参照し、伊藤が著書や掲載記事で言及した博物館における学芸員の報告 14 件を分析の対象とする。文末に分析対象記事一覧を示し、引用箇所にはその番号を記す。分析の手順としては、伊藤寿朗の議論の軌跡をたどり、各々の学芸員の報告で、学芸員および博物館の課題、役割、存在意義について書かれている箇所を取り上げて、伊藤の論考との関わりについて検討した。

本稿の構成は、第 1 章で研究の背景、先行研究の検討、研究の目的と方法について述べる。第 2 章では、伊藤寿朗の著書と掲載記事をたどり、地域博物館論で伊藤が重視してきたことを整理する。第 3 章では、学芸員による掲載記事から学芸員の役割を整理して、伊藤の論考との関わりを述べる。最後に、第 4 章で本稿のまとめと今後の研究課題について述べる。

本稿の意義としては、これまで博物館研究および社会教育研究が分析の対象としていなかった学芸員自身が執筆した実践に関する雑誌記事の蓄積から、学芸員の役割を帰納的に導くことである。また、今日の博物館行政が転換期を迎えながらも³⁰、博物館は引き続き社会教育の機関として市民の学習権を保障していくことが必要だと考えられるが、そのためには地域博物館論についての検討を深めることは示唆に富むものと考えられる。

なお、本稿における「博物館」とは、国際博物館会議（ICOM）の定義を参照³¹し、館の種類や設置者に関わらず対象を広く設定したものとして捉え、それ以外については個別に言及する。

2 伊藤寿朗の地域博物館論

本章では、伊藤寿朗の著書と掲載記事から地域博物館論の理念をたどり、どのような課題を提起して何を重視してきたのかについてその軌跡をたどる。

2.1 地域博物館論の理念

そもそも伊藤寿朗は、博物館を社会教育領域で取り上げる必然性についてどのように考えていたのだろうか。『月刊社会教育』1969年8月号にて、当時学生であった伊藤が寄書欄に「博物館とは何か」「誰の為のものなのか」といった博物館の主体側の問題が社会教育関係の文献で問われていない現状を述べている³²。続いて、伊藤は戦前・戦後の博物館行政について時期区分をしながら概観し³³、1971年の社会教育審議会答申³⁴の示す博物館教育のあり方について“博物館教育の前提となる調査研究機能振興は完全に欠落し、その社会教育的活用化として、ただただ教育機能充実と学芸員のミュージアムティチャー化が要請されている”³⁵と批判的に述べている。伊藤によれば、1960年代の博物館や専門職員のあり方は

“「研究か教育か」というやや二律相反的な性格”³⁶とされており、研究と教育の結合という課題が1970年代以降の市民の学習権保障という議論へとつながっていく³⁷。博物館において多彩な活動が展開され始め³⁸、博物館論者が社会教育への接近を試みた契機には、上記のような博物館の主体側の問題、研究と教育の意味を問い直すことがあったのである。このような問いを前提に、伊藤の地域博物館論の概要をみていきたい。

まず、伊藤寿朗は博物館の活動内容を、保存を運営の軸とした第一世代、公開を軸とした第二世代、参加・体験を軸とした第三世代に整理している³⁹。継続的な学習の場を目指す第三世代の博物館は、部分的には試みられているものの、1990年代当時では期待概念とされていた⁴⁰。この世代別の分類が博物館を「時系列」で示すことに対し、博物館を「目的」の相違によって区分したのが地域志向型、中央志向型、観光志向型の博物館論である⁴¹。伊藤は地域博物館の要素として、“①人びとの生活の場としての地理上の範囲（広がり）を前提に、②資料の価値に関する専門領域相互の関係性（深まり）、そして、③各種活動における市民相互の関係性（高まり）を組織化（編成）していくこと”⁴²を挙げている。また、地域博物館は“地域に生活する市民自身の自己学習能力を刺激し、育み、自分で自分の学習を発展させていく力量（自己教育力）の形成を図ること”⁴³を課題としており、“生活を自らきり開くことのできる資質をもった人間”⁴⁴の育成を教育観として見出している。このような地域志向型の例として、伊藤の著書『ひらけ、博物館』のなかでは、平塚市博物館、名護博物館、川崎市青少年科学館、豊島区立郷土資料館の教育事業や共同調査の実践が紹介されている⁴⁵。

このように、伊藤が地域博物館論を提唱した背景には、博物館活動において調査・研究機能を重視し、“思想がなければ教育活動も研究活動もできない”⁴⁶という主張を伴っている。伊藤は、博物館が研究機関か教育機関かの問いを揚棄した概念として、「主張をもつ博物館」と「地域博物館」を挙げており、前者は内在的機能から、後者は外在的機能から対社会機能を表現している⁴⁷。伊藤は、博物館が各々の思想に基づいて活動をする事例として、環境保護・反公害運動としての活動を模索する海の博物館（三重県鳥羽市）、土器の形態編年以上に古代の人間の生活を示そうと

する加曾利貝塚博物館（千葉市）、身近な雑草の生態など人間にとっての自然を重視する横須賀市博物館を挙げており、博物館資料から身近な人間の生活を捉えなおすことに博物館の意義を見出している⁴⁸。伊藤は、“この権利（市民の学習権：引用者注）に対応する最高の保障の仕方は、実は博物館自体が外圧に抗し、自からの思想と信念を確かめながら提示するというのではないだろうか”⁴⁹として、博物館が思想をもって研究・教育活動することを評価し、そのことを市民の学習権保障という次元で捉えている。伊藤は学習権の保障について、“知識伝達の間を保障することではなく、人びとのもつ豊かな能力と発達への可能性の総体を育む営みである”⁵⁰と述べている。博物館として学習の場を保障するのではなく、市民の能力の育成を志向しているという点に伊藤の学習権保障の考え方の特徴があるといえる。

このように、伊藤の地域博物館の理念は、資料を通して人間の生活を捉え直すなかで生まれる思想がなければ研究・教育活動として成立しえないという点で「主張をもつ博物館」と表裏一体の関係にあり、その結果、博物館が自己教育力の形成を支援し、学習権を保障するものとして捉えることができる。では、伊藤は博物館の活動についてどのような点に価値をおいていたのだろうか。

2.2 資料づくりの実践

1970年代以降、経済成長や記念事業に伴う博物館の設立のみならず、「草の根博物館」と呼ばれる民間の博物館設立運動⁵¹が展開され、博物館の量的拡充が図られた。伊藤は前節のような地域博物館論として博物館のあり方を問うのみならず、“社会教育において地域の生活と人々の学習要求をつかみ、掘り起こしていく努力が必要なように、博物館はさらにそれを具体的な資料として完成させていく作業が必要です。その資料づくりこそが豊かな教育内容と、博物館の実践を支えていく基本です”⁵²と述べるように、資料の収集や調査・研究の活動を重視していた。資料づくりの実践を、伊藤はどのように評価していたのだろうか。ここでは、掲載記事のなかで伊藤がルポルタージュとして描いた、十日町市博物館の開館経緯への評価を中心に検討していきたい。

伊藤によれば、地域博物館を構想して生まれた十日町市博物館は、資料の収集や調査・研究などの事業を、公民館活動を基礎として地域の人々と

結びついて運営するという特徴をもつ⁵³。1950年代より始まった公民館講座の郷土史学習に加えて、各中学校区単位で住民に民俗資料を収集してもらい、公民館資料室を設立したことが博物館の母体となった⁵⁴。このルポルタージュで描写されている内容を、先に述べた地域博物館の要素に照らし合わせて検討する。

まず、「①人びとの生活の場としての地理上の範囲」としては、館のテーマを「妻有地方の自然と文化」に定めて雪のしくみや越後ちぢみなどの地域に関する展示を行い、屋外展示では染料や山菜などの植物を栽植する計画があることが描かれている⁵⁵。博物館全体の内容が、妻有地域に固有の人々の生活に関わるものについて収集されている。

「②資料の価値に関する専門領域相互の関係性」については、上記のような地域資料を包括的に捉えて価値を見出す必要から、“地元のさまざまな方々の協力と参加”⁵⁶がなければ困難であるとしている。伊藤は、地域資料の調査・研究について学芸員のみならず、地元のちぢみや郷土史の研究者、地域の自然を熟知する学校の先生などの専門家の参加をもって各分野をカバーしうる体制となっており、公民館主催の講座の参加者たちも一役買っていることを評価している⁵⁷。

「③各種活動における市民相互の関係性の組織化」については、先に述べた公民館活動を基盤とした人びとの結びつきに加えて、博物館友の会の活動が特徴的である。友の会は各研究グループに助言者と予算がつき、地元の専門家の助言によって関心レベルから学習・研究レベルへと進んでいく場が設けられており、共同学習運動の方法に例えられている⁵⁸。

このように、①、②で描かれた館のテーマと展示の内容、それを支える体制のうえに、③として友の会活動が充実したものになりうるという点で、伊藤が“収集・保管、調査・研究の豊富な蓄積のうえに、その必然的展開としての公開・教育活動が実践されている”⁵⁹と論じていることとの重なりがみえてくる。そのため、博物館の活動の分析枠組みとして、①、②を収集・保管、調査・研究、③を公開・教育活動と概略的に置きかえる。特に②、③のなかで、伊藤は地元の研究者や専門家の協力と参加という地域の人々との結びつきに価値を置き、その体制を整える学芸員の存在によって博物館の活動が機能していると読み取れ

る。しかしながら、学芸員についての記述は、“学芸員スタッフでは地域の各分野をカバーすることはとうていできない”⁶⁰と述べるのみで、学芸員がどのような役割を果たしているのかは曖昧なままとなっている。

2.3 小括

本章では、伊藤寿朗の地域博物館論の理念について、調査・研究機能を重視してその前提に博物館としての思想を持つこと、そのことが資料づくりとして体现されていることを概観した。また、十日町市博物館を事例に、伊藤が地元の研究者や専門家の協力と参加を評価し、その体制を整える学芸員の存在によって博物館活動が機能しながらも、学芸員の役割については描写されていないことを指摘した。博物館が人々のもつ自己教育力の形成を図るために、学芸員はどのような役割を果たすのだろうか。

3 学芸員の役割

本章では、学芸員による掲載記事から学芸員の役割について書かれていることを整理して、伊藤の論考との関わりについて検討する。

3.1 収集・保管、調査・研究

本節では、伊藤が地域博物館の要素として挙げた「②資料の価値に関する専門領域相互の関係性」⁶¹について、収集・保管、調査・研究の観点から、学芸員の役割に関する内容を検討する。

まず、資料の収集・保管について博物館の役割が書かれた引用をみていく。

現在の自然の記録を、証拠となる標本とともに、確かな資料として後世に残していく必要があるのではないかと考えた。このことが過去を推しはかり、未来を見通す正しい自然保護思想の醸成につながると確信するとともに、地域の博物館の使命であると考えた。
〔9〕 p. 23)

地域の博物館が特異性のあるテーマをしっかり掘り起こし、後世の人々に伝えたり、それを発展させて現在に活かせる工夫をすることが博物館の役割だと考える。〔12〕 p. 17)

これらの引用では、博物館が自然の記録や特異性のあるテーマを「後世」に残し、伝えていく必要があることが書かれている。そのことによって、「自然保護思想の醸成」をはかり、「地域の特異性」を理解するなど、現在の生活に活かしていくことを博物館の役割として位置付けている。

次に、調査・研究について博物館の役割が書かれた引用をみていく。

地域史を解明し、それを叙述してゆくには、その地域に密着した、地域独自のきめ細かい調査研究の積み重ねが必要である。(中略) それこそ地域博物館の本来の任務であり、そこにこそ地域博物館の存在意義がある。(【7】p. 12)

大勢の人びとの長い間の体験的な成果を集約し蓄積してゆく場としてこそ、博物館の存在意義がある。(中略) それを実際になしうる機能者としてこそ、学芸員が存在するのである。(【7】p. 19)

「地域住民による地域調査」のスタイルをとったことで、地域情報や住民とのネットワークが結ばれ、当館の展示をはじめとする諸活動を支える「土台」となっている。(【11】p. 66)

地域博物館とは、このような地域資料に基づいて日々活動していく「館」であり、いわば地域資料の保存利用機関ということができる。(【11】p. 71)

これらの引用では、地域博物館の「調査研究の積み重ね」や「地域住民による地域調査」によって、「人びとの長い間の体験的な成果を集約し蓄積してゆく場」、「地域資料の保存利用機関」としての博物館の役割が主張されている。注目したいのは、横山らが原資料や口頭伝承のほかに“(資料を媒介項としての)人間関係”(【11】p. 71)をも地域資料に含めていることである。調査によってネットワークが結ばれたことが諸活動を支える「土台」となっており、そのことを横山らは博物館の「財産」として位置付けている。

次に、学芸員の研究のあり方について書かれた引用をみていく。

学芸員として地域社会へ直結する博物館にあるとき、ただ単に、好きで、面白くて、といった幼児のような心情で、おのれの欲するままの「研究」にいそしんでいることが、だんだん許されなくなってきた(【1】p. 30)

博物館発展の原動力ともなるべき研究のあり方は、現在大きな質的転換を要求されてきている。境界領域の作業はますます多くなるし、他の博物館や研究機関との連携による相乗的成果ももつともつとははかれなければならぬ。(【1】p. 30)

アマチュア研究者を組織する、あるいは委託調査等の方法で専門家の協力を請うなどして情報を集め、それを誰にでもわかりやすい形で公にしていく。館がフィールドとしている地域についてそうした仕事を着実に進めていくオルガナイザーとしての役割が、博物館学芸員の専門性として要求される(【4】p. 56)

上記二つの引用からは、学芸員の研究が「おのれの欲するままの『研究』」から、複数の学問にまたがった領域や研究機関との連携が求められるという「質的転換」が迫られていることを示している。また、三つ目の引用からは、学芸員の専門性として、研究者を組織して情報を集めて、それを公にしていくという「オルガナイザーとしての役割」が求められることが書かれている。

次に、学芸員の専門の一面がうかがえる引用をみていく。

主催者(学芸員：引用者注)が不勉強で頼りないことが、参加者の向学心を刺激しているものようでもあるが、そうした人たちに支えられて、われわれも楽しいし、参加者もそれぞれの楽しみを見つけるという形で会が続いているわけである。(【10】p. 20)

職員(学芸員)に自然分野に専門をもつ者が少なかった。自然系博物館の学芸員として何か一つ専門性をもたせる教育も行わなくてはならない。以上、資料・標本の収集、地域博物館活動の理想、職員教育、この一石三鳥をねらって考え出したのが、広範多岐にわ

たる自然分野の調査研究、標本資料の収集を市民参加の博物館活動として実施した今回の「川崎市域の自然調査」である。〔9〕p. 23)

上記の引用からは、「主催者が不勉強で頼りない」「自然分野に専門をもつ者が少なかった」とあるように、学芸員個人の専門が必ずしも博物館の事業を牽引するとはいえないことがうかがえる。それ故に、「参加者の向学心を刺激」して学芸員も参加者も楽しみを見つめることができ、市民参加の活動が展開される。

以上より、博物館は現在の生活、そして後世のために資料の収集・保管、調査・研究をすることに存在意義があることが各々の館で確認されてきた。その際、学芸員は個人の研究のみならず、複数の学問領域にまたがる研究を組織する役割が求められるようになっている。

3.2 公開・教育活動

本節では、伊藤が地域博物館の要素として挙げている「③各種活動における市民相互の関係性の組織化」について、公開・教育活動の観点から、学芸員の役割に関する内容を検討する。

まず、博物館のあり方について書かれた引用をみていく。

みずから学習し、問題意識を解決しようとする者に対する、動機づけや方向づけ、あるいは発展的な問題提起以外に果して博物館のなしうる、そしてなすべき教育があるのだろうか〔2〕p. 69)

地域博物館にとっていま重要なことは、館自身が「利用者」である地域住民とともに学ぶ確固たる意志を持ち、ともに調べ、考えることのできる地域住民との輪を広げていくことである。〔8〕p. 46)

学習者が他の学習者に情報を広めていく状況は、市民が学び合う連鎖を広げていく。(中略) その効果は学習者自身のレベルアップだけでなく、博物館活動そのものをレベルアップし発信していく原動力となる。〔14〕p. 32)

これらの引用では、博物館が学習に対する問題提

起などを「なすべき教育」としていること。博物館が利用者とともに調べ、考えることで「地域住民との輪」を広げていくこと。さらに、市民の学び合う連鎖が博物館活動への原動力となることが書かれている。

次に、教育活動における学芸員の存在について書かれた引用をみていく。

学芸員の存在によってこそ地域博物館は地域のものとなり、地域住民のものとなる。〔7〕p. 20)

地域に根ざそうとする博物館である限りは、地域が抱えている課題(=関心)は何かを知るための努力が必要だろう。それも、学芸員だけで取り組むのではなく、地域の生活者(=住民)とともに動くという視点が要求されているように思われる。〔8〕p. 45)

長年博物館の活動に親しみノウハウを獲得した市民が、学芸員をサポートする役割を果たしたり、自主的に活動を進めたりすることで積み上げられたものである点が大きな特徴と言える。〔14〕p. 30)

これらの引用では、学芸員の存在によって博物館が地域に根ざすこと、学芸員が地域住民と「ともに動くこと」が求められること、さらに、長年の活動から市民が学芸員をサポートする役割を果たしていることが書かれている。

このような学芸員と住民がともに学ぶ体制については、次のように書かれている。

そのような(利用者が多様な活動を展開する:引用者注)現実に対し館側(学芸員)が、目標に向けて、多様な対応・援助を行なっていくこと、その体制を確実に整えていくことであろう。〔8〕p. 46)

同好会の活動を促進し維持してゆくためには、影の力として、常にそれを見守り、援助し、助言しながら同好会を支えてゆく学芸員が存在しなければならない。しかも、同じ学芸員が長い間、同じ博物館に定着していることが必要である。〔7〕p. 19)

それ（成果を集約し蓄積する：引用者注）を実際になしうる「機能者」としてこそ、学芸員が存在するのである。しかも、学芸員によって蓄積された技術や知識が、博物館に展示公開されるとともに、新しい地域住民や次の世代の人びとの学習や研究の基盤として、広く活用されていくのである。（【7】p. 19-20）

これらの引用では、学芸員が利用者の活動に対して「多様な対応・援助」を行なう体制を整えていくこと、学芸員が「機能者」として存在し、同じ館に定着する必要があることが書かれている。

以上より、博物館は学習を促し、地域住民とともに学ぶことを重視することが改めて確認された。博物館が地域に根ざす活動を展開するときに、学芸員は地域住民とともに活動することが求められる。学芸員はその体制を整える必要があるとして学芸員の存在を主張してきたといえる。

3.3 考察

これまで、学芸員による掲載記事を対象に、博物館固有の機能である資料の収集・保管、調査・研究と公開・教育活動の各々の観点から、学芸員の役割について論じられてきたことを整理した。このことから、伊藤の述べる市民の自治能力の育成を援助するための博物館のあり方について、学芸員の役割から捉え直すことと次のことがいえる。伊藤の地域博物館論の特徴を、学芸員が領域のまたがる研究を組織すること、学芸員が地域住民とともに活動に取り組むことと捉え、この二つの特徴から、伊藤によってそれらを保障するための体制を整えることが求められ、学芸員の存在意義が主張されることとなったのである。そのような学芸員の存在について、学習権の保障として博物館の果たす役割という観点から考察を加えたい。

浜口哲一は「私の社会教育実践史」として30年勤めた平塚市博物館の実践を省察している（【13】）。そのなかで、「相模川を歩く会」の活動がひととき印象的であったとして、小冊子や事典を作ることが“成り行きのなかで生まれた発想”（【13】p. 77）であることを述べ、“いろいろな意見を聞きながら柔軟に対処していくことは非常に重要なことではないか”（【13】p. 77）と振り返っている。また、市民参加という理念について、“理念先行ではなく、先入観にとらわれ

ずに、どんな活動が博物館に役立ち、なおかつ市民にもプラスになるかを考えながら成り行きを大切にしながら進めてきた”（【13】p. 78）という姿勢を述べている。この「成り行き」という言葉に表されるように、市民の声が発せられ、それらを学芸員が汲み取りながらともに展示や刊行物を作り上げてきたことは、学芸員の存在が地域資料と市民、研究者と市民、博物館と市民、市民間、研究者間など様々な人（もの）に対する「媒介」となって両者の間を結ぶことで、博物館の活動が機能していることが示唆される。伊藤が学習権の保障について“知識伝達の場合を保障することではなく、人びとのもつ豊かな能力と発達への可能性の総体を育む営み”⁹²と述べてきたように、学芸員の存在によってこそ博物館固有の機能ははたらし、それゆえ市民の自治的な能力の育成を支援することができると考えられる。

4 おわりに

本稿では、伊藤寿朗の地域博物館論の展開を、学芸員の役割に注目して、学芸員の立場から捉え直すことを試みた。まず、伊藤寿朗の地域博物館論を、人間の生活を捉え直す思想に基づいて調査・研究が展開され、資料づくりの実践が重視されるものとして位置付けた。また、十日町市博物館を事例に、伊藤は地域の専門家の協力を評価して、その体制を整える学芸員の存在がありながらも、学芸員の果たす役割について書かれていないことを指摘した。学芸員による掲載記事の分析では、学芸員は領域のまたがる研究を組織すること、地域住民とともに活動に取り組むことが求められると地域博物館論の特徴を捉え直した。この二つの特徴から、伊藤によってそれらを保障する体制を整えることが求められ、学芸員の存在意義が主張されることとなった。ここから、学芸員の存在が媒介となって、学芸員が研究を組織して市民とともに活動をするという姿勢は、博物館が市民の自治的な能力の育成を支援するという社会教育の機関であると見出すことができる。しかしながら、この視点は市町村立の博物館を中心とした地域博物館の特徴であることに本稿の限界があり、学芸員の専門性の根拠を示したものではない。

今後の研究課題として、社会教育の雑誌だけではなく、博物館研究の動向や実証的な研究をふま

えて検討する必要がある。このような研究をとおして学芸員の役割を再評価していきたい。

分析対象記事一覧

- 【1】柴田敏隆 “自然史博物館の研究活動：横須賀市博物館の場合”『月刊社会教育』vol. 15, no. 11, 1971, p. 25–30.
- 【2】後藤和民 “私の職場日記〔博物館学芸員〕”『月刊社会教育』vol. 16, no. 11, 1972, p. 66–69.
- 【3】柴田敏隆 “博物館における自然認識の活動：自然を学び自然を守るために”『月刊社会教育』vol. 17, no. 11, 1973, p. 32–39.
- 【4】浜口哲一 “自然保護運動と博物館”『月刊社会教育』vol. 20, no. 8, 1976, p. 52–57.
- 【5】平塚市博物館学芸係 “私の職場日記（平塚市博物館学芸係）”『月刊社会教育』vol. 23, no. 1, 1979, p. 75–79.
- 【6】浜口哲一 “博物館と地域の文化：市民の参加と創造を生む”『月刊社会教育』vol. 26, no. 2, 1982, p. 59–63.
- 【7】後藤和民 “地域に生きる学芸員：千葉市加曾利貝塚における「土器づくり」を中心にして”『月刊社会教育』vol. 27, no. 9, 1983, p. 11–20.
- 【8】橋口定志・君塚仁彦 “「地域博物館」学芸員のめざすもの：豊島区立郷土資料館の活動を通して”『月刊社会教育』vol. 31, no. 10, 1987, p. 42–47.
- 【9】若宮崇令 “川崎市域の自然調査について：川崎市青少年科学館の実践”『月刊社会教育』vol. 34, no. 11, 1990, p. 22–32.
- 【10】浜口哲一 “相模川を歩く会をとおして：自分の足で歩くということ”『月刊社会教育』vol. 35, no. 1, 1991, p. 18–23.
- 【11】横山恵美・伊藤暢直・秋山伸一 “都心部地域博物館の試み：豊島区立郷土資料館の実践から”『月刊社会教育』vol. 39, no. 4, 1995, p. 65–71.
- 【12】山本英康 “やんばるの名護博物館”『月刊社会教育』vol. 45, no. 11, 2001, p. 16–18.
- 【13】浜口哲一 “放課後博物館での30年”『月刊社会教育』vol. 52, no. 12, 2008, p. 75–79.
- 【14】栗山雄揮 “博物館と社会教育：地域博物館の視点”『月刊社会教育』vol. 61, no. 8, 2017, p. 29–32.

注

- 1 後藤和民 “文化財保護と博物館”〈古賀忠道・徳川宗敬・樋口清之監修、広瀬鎮編『博物館学講座第4巻 博物館と地域社会』雄山閣、1979）p. 62.
- 2 *Ibid.*, p. 62–63.
- 3 伊藤寿朗 “日本博物館発達史”〈伊藤寿朗・森田恒之編『博物館概論』学苑社、1978a）p. 196–197.
- 4 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993, p. 131.
- 5 伊藤寿朗『ひらけ、博物館』岩波ブックレット、1991, p. 23–39.
- 6 伊藤寿朗 “博物館法の成立とその時代：博物館法成立過程の研究”『博物館学雑誌』vol. 1, no. 1, 1975, p. 26–40, 伊藤寿朗, *op. cit.*, 1978a, p. 82–218.
- 7 伊藤寿朗, *op. cit.*, 1993, p. 141–164.
- 8 金山喜昭 “「まちづくり」と市民意識の形成に関する地域博物館の可能性”『博物館学雑誌』vol. 24, no. 2, 1999, p. 37–50.
- 9 金山喜昭『博物館と地方再生—市民・自治体・企業・地域との連携—』同成社、2017, p. 194.
- 10 *Ibid.*, p. 191.
- 11 *Ibid.*, p. 192.
- 12 金山喜昭『日本の博物館史』慶友社、2001, p. 301–302. 金山は戦後の教育基本法を参照し、「個」の確立が戦後教育の基本軸であることを述べている。（*Ibid.*, p. 292.）
- 13 布谷知夫 “参加型博物館に関する考察：琵琶湖博物館を材料として”『博物館学雑誌』vol. 23, no. 2, 1998, p. 15–24.
- 14 布谷知夫『博物館の理念と運営：利用者主体の博物館学』雄山閣、2005, p. 61.
- 15 布谷知夫 “日本における地域博物館という概念”『博物館学雑誌』vol. 28, no. 2, 2003, p. 73.
- 16 *Ibid.*, p. 74.
- 17 *Ibid.*
- 18 生島美和 “博物館活動における学芸員の教育実践の再考—伊藤寿朗「地域博物館論」の実証的検討を通じて—”『筑波大学大学院人間総合科学研究科教育基礎学専攻教育学論集』vol. 6, 2010, p. 58.
- 19 加藤由以 “博物館における「教育」の位置づけ：「博物館教育」の担い手に注目して”『生涯学習・社会教育研究ジャーナル』vol. 5, 2011, p. 69–83.
- 20 *Ibid.*, p. 80.
- 21 生島美和, *op. cit.*, p. 57–81.
- 22 *Ibid.*, p. 66.
- 23 *Ibid.*, p. 75.
- 24 *Ibid.*

- 25 社全協の目的は，“会員の実践と研究活動を基礎に全国的な交流をはかり，相互の学びあいと励ましあいを通して，国民の権利としての社会教育の発展を推進する会です。”とされている。
入手先 URI: <http://japsee.main.jp/主な活動/>
(アクセス日: 2018-12-14)
- 26 伊藤寿朗 1991, *loc. cit.*
- 27 各々のキーワードについては，文部科学省社会教育調査における「種別博物館数」の区分を参照して設定した。
- 28 併せて雑誌を閲覧し，「相模川を歩く会をとおして」のような博物館の活動を示すタイトルや CiNii で検出されない小さな記事について可能な限り取り上げた。
- 29 11 件から大会報告，文献紹介，博物館法の内容（上・下）の 4 件を除外して，7 件とする。
- 30 2018 年 10 月に文部科学省設置法の一部を改正する法律が施行され，博物館に関する事務を文部科学省から文化庁に一括して移管することが定められた。文化庁「文部科学省設置法の一部を改正する法律の概要」入手先 URI: http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kino_kyoka/pdf/r1406220_01.pdf (アクセス日: 2018-10-27)
- 31 ICOM 日本委員会による日本語訳では，博物館について次のように定義されている。“博物館とは，社会とその発展に貢献するため，有形，無形の人類の遺産とその環境を，教育，研究，楽しみを目的として収集，保存，調査研究，普及，展示する，公衆に開かれた非営利の常設機関である。”
入手先 URI: https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM_regulations.pdf (アクセス日: 2018-12-14)
- 32 伊藤寿朗 “博物館の現状”『月刊社会教育』vol. 13, no. 8, 1969, p. 9.
- 33 伊藤寿朗 “戦前博物館行政の諸問題：現代博物館行政の基礎作業として”『月刊社会教育』vol. 15, no. 9, 1971a, p. 78–86, 伊藤寿朗 “戦後博物館行政の問題”『月刊社会教育』vol. 15, no. 11, 1971b, p. 31–38.
- 34 1971 年社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」
- 35 伊藤寿朗, *op. cit.*, 1971b, p. 36. (“ティチャー”は原文ママ)
- 36 伊藤寿朗 “戦後日本の博物館活動：近代博物館から現代博物館へ”〈小林文人編『講座・現代社会教育VI 公民館・図書館・博物館』亜紀書房, 1977) p. 312.
- 37 *Ibid.*, p. 320.
- 38 伊藤寿朗 “博物館活動の新しい質：その新しさと到達点”『月刊社会教育』vol. 19, no. 5, 1975, p. 93–99.
- 39 伊藤寿朗, *op. cit.*, 1993, p. 141–142.
- 40 *Ibid.*, p. 142.
- 41 *Ibid.*, p. 155.
- 42 *Ibid.*, p. 157–158.
- 43 *Ibid.*, p. 160.
- 44 *Ibid.*, p. 161.
- 45 伊藤寿朗, *op. cit.*, 1991, p. 23–39. を参照。
- 46 伊藤寿朗, *op. cit.*, 1975, p. 96.
- 47 伊藤寿朗, *op. cit.*, 1978a, p. 196.
- 48 伊藤寿朗, *op. cit.*, 1975, p. 97.
- 49 *Ibid.*
- 50 伊藤寿朗, *op. cit.*, 1978a, p. 197.
- 51 伊藤寿朗 “博物館の実践”『月刊社会教育』vol. 22, no. 4, 1978b, p. 68.
- 52 *Ibid.*, p. 70.
- 53 伊藤寿朗 “ルポ・地域博物館の創造：十日町市博物館紀行”『月刊社会教育』vol. 23, no. 10, 1979, p. 47.
- 54 *Ibid.*, p. 49.
- 55 *Ibid.*, p. 46–47.
- 56 *Ibid.*, p. 48.
- 57 *Ibid.*, p. 47–48.
- 58 *Ibid.*, p. 48.
- 59 伊藤寿朗, *op. cit.*, 1978a, p. 196.
- 60 伊藤寿朗, *op. cit.*, 1979, p. 47.
- 61 地域博物館の要素である「①人びとの生活の場としての地理上の範囲」については，伊藤が地域博物館の「前提」と位置付けている。本章では，伊藤の著書および掲載記事で事例として挙げられている博物館を分析の対象としていることから，①についてはその前提に適用ものとする。
- 62 伊藤寿朗, *op. cit.*, 1978a, p. 197.

**A Study on the Toshiro Ito's Theory of Community Museums:
An Analysis of Articles Published in *Monthly Social Education* since
the 1970s**

Yurie NAKAGAWA[†]

[†]Graduate School of Education, the University of Tokyo

In this paper, I will reconsider the development of Toshiro Ito's concept of the community museum concerning the roles of curators from the viewpoint of the curators themselves. I reviewed the characteristics of his theory through articles published in *Monthly Social Education*, and clarified the following two points. First, curators are required to play a role in organizing cross-field research. Second, curators are required to work on activities with citizens. Based on these two characteristics, Ito sought to organize a system to support them, and insisted on the presence of curators. Accordingly, museum activities function with the presence of curators as mediators, and from the viewpoint of museum theory, the museum is able to help citizens foster their autonomous abilities. However, this viewpoint is limited to the activities of the community museum, and it does not demonstrate curators' expertise.

Keywords: Toshiro Ito, Community Museum, Curator

2018年度 研究室活動記録

オープンラボ記録

本年度のオープンラボは1日、1回のみ行われ、院生によるコース紹介と個別相談を実施した。

<実施概要>

◆日時：2018年5月23日(水) 17:30-18:20

<コース紹介>

山田翔平(図書館情報学研究室)

楊映雪(社会教育学・生涯学習論研究室)

ワンデーセミナー記録

本年度も図書館情報学研究室と社会教育学研究室の研究交流を目的として、両研究室の大学院生とOB/OGが研究内容を発表した。

<実施概要>

◆日時：2018年9月4日(火) 10:00-17:00

◆会場：教育学部棟 158教室

◆発表者：中村百合子、尹敬勲、宮田玲、松田弥花

講義内容一覧

【生涯学習論基本研究Ⅱ】担当：教授・牧野 篤

本ゼミは、社会教育学・生涯学習論を研究するにあたっての基本的な視点の形成を目指すものである。担当教員である牧野篤の著書『社会づくりとしての学び—信頼を贈りあい、当事者性を復活する運動』(東京大学出版会、2018)をテキストとし、受講生が各自用意したコメントを発表する形式で議論を進めた。本ゼミでは、第一に本書が試みている社会教育学・生涯学習論研究の基本的な概念である「学び」の捉え直しについての、第二に学習主体としての個人の関係論的捉え直しという理論的な枠組みの実践分析への応用についての、理解と検討が中心的な課題となった。また、受講生各自の研究関心に引きつけて議論するという視点を導入することによって、本文の多角的な読み方を受講生の間で交流させた。

【生涯学習論特殊研究Ⅲ】担当：准教授・李 正連

本授業では、日本で初めて教育福祉論を提唱した小川利夫の門下生である辻浩、松田武雄の文献(それぞれ①辻浩『現代教育福祉論』ミネルヴァ書房、2017、②松田武雄編著『社会教育福祉の諸相と課題—欧米とアジアの比較研究』大学教育出版、2015)を講読することによって、小川教育福祉論が現在どのように後の世代に継承され、そして発展しているのかを検討した。辻文献では、日本における教育福祉が今後どのように発展されていくことが望ましいかという問題について、理論のみならず現在の多様な実践との関わりのなかでそのヒントがあるということを確認した。また松田文献では、海外での教育福祉の実践についても検討し視野を広げることによって、自明のこととして見落としてしまいがちな日本の教育福祉の姿を問い直す必要性を受講生は改めて認識することができた。また間に一回ゲストスピーカーを招き、まさに今大学で学んでいる理論と実際の活動としての実践をどうつなげることができるのかを試みることもできた。

【生涯学習論特殊研究Ⅳ】担当：准教授・新藤 浩伸

本ゼミでは、文献講読を通して、1960年代に展開された生涯教育論について、通説的な理解を疑いながらより深めていくこと、生涯学習とは何かということの理解を深めることが目指された。佐藤一子『現代社会教育学』を講読したのち、ポール・ラングラン著、波多野完治訳『生涯教育入門』(1976-79)、エッソーレ・ジェルピ著、前平泰志訳『生涯教育—抑圧と解放の弁証法』(1983)、パウロ・フレイレ著、三砂ちづる訳『被抑圧者の教育学』(2018)を通読し、執筆当時の社会状況や、思想的背景となる筆者の実践なども視野に入れながら検討した。従来の成人教育論や日本の社会教育論との相違について、また彼らの論が現代においてどのような意味を持つかについて、ゼミ参加者の研究関心とも関わらせながら議論が進められた。

【持続可能な開発のための教育】担当：非常勤講師・朝岡 幸彦

本講義では、東京農工大学農学研究院の朝岡幸彦教授を講師に招き、持続可能な社会を構築するために様々な教育課題が連携した未来志向型の教育的アプローチである「持続可能な開発のための教育

(ESD)」について議論した。

講義の前半では、講師の著作を参照しつつ、ESD 概念の基本的枠組みを確認した。また、2015年に採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」や、2018年5月に2審判決が出された九条俳句訴訟 (授業終了後の同年12月に最高裁が上告棄却し判決確定) など、近年の話題も取り上げられた。

講義の後半では、持続可能性を考えるうえでも多くの議論をもたらした福島第一原子力発電所事故を事例として、学校現場を想定した学習指導案の作成をおこなった。指導案の作成にあたっては、紙芝居やロールプレイングなどの教育方法を学習したほか、ESDの方向性につながる教育方法を内包している「ロケ的世界」の紹介もなされた。

こうした講義内容を踏まえ、最終回では「私の考えるESDの学習論」をテーマとした発表がなされ、履修者それぞれの研究分野に引き付けて活発な議論がおこなわれた。

【プログラム評価論】担当：非常勤講師・安田 節之

本授業は、S2の集中講義として開講された。前半は先生から問いかけてくる質問に対し、受講者が事前にテキストを読んだ上で討議しながら講義が行われた。内容として、なぜプログラムを評価する必要があるかについてから始まり、評価にあたって留意すべき点、評価に用いる手法、プログラム全体を可視化するための「ロジックモデル」という図表手法などを学んだ。後半はいくつかのグループに分かれて、受講者が講義の前半で学習した理論を実際に参画した活動や架空のイベントに活かしつつ検討した。グループの中で各自の検討課題となっていることを皆と共有し、また他のグループの方からの意見を取り入れ、専門分野の異なる受講者同士、相互に切磋琢磨して講義が進んだ。プログラムを実施する際には、とりわけプログラムの可視化によって体系的に行い、そしてそれに基づいて評価を行うことでアカウンタビリティ向上に繋がると期待される。授業全体を通して方法論だけではなく、受講者が持ってくる具体例を通してプログラムを実証的に評価するための手法を学んだ。

【生涯学習論論文指導】担当：教授・牧野 篤，准教授・李 正連，新藤 浩伸

本ゼミは、研究室に所属する大学院生が各自の研

究を報告し議論する場として開講されている。昨年度は、各タームにおける担当教員のゼミ最終日に行っていたが、より多くの院生の報告機会を確保する観点から、今年度は月に一度のペースで行なわれた。各回とも、学会発表や学位論文の執筆、各種紀要への投稿などを念頭におきつつ、研究構想やその具体的内容について有志の院生より報告がなされ、報告をもとに参加者全員で討論を行う有意義な時間であった。院生の研究テーマは多岐にわたり、本年度は、高齢社会における高齢者と学習に関する研究、国内外における地域社会・コミュニティに関する研究、学校と地域との関係を問う研究、社会教育施設と住民や行政との関わりについての研究などが報告された。報告や議論を通して、内容のみならず研究の進め方や意義についても検討が及び、各自の研究テーマにも示唆を与えるものとなった。

【図書館情報学総合研究】担当：教授・影浦 峯

通称「総合ゼミ」と呼ばれる本講義は、主に図書館情報学研究室所属大学院生が研究発表をする場です。基本的に隔週で開催され、毎回2名が研究進捗報告あるいは学会発表練習を行います。発表者は影浦峯教授、客員教授の海野敏氏、客員研究員の賀沢秀人氏および他の院生から質問と助言を受け、参加者全員が研究方法と内容について相互理解を深めます。発表者のテーマは台湾小学校の読書教育、大学図書館の蔵書、図書推薦システム、知識を構成する言語表現、発達性ディスレクシアとフォント、言語運用の適性、オンライン・ドキュメントのデザイン、数学的表現としての用語体系、一切経音義の文字情報、翻訳コンピテンス、災害時に外国人が直面する情報格差、外部資料の引用・参照、母語話者の言語運用、大学図書館のサブジェクトライブラリアン、公共劇場と多岐にわたります。また例年通り、最後のゼミで修論検討会が開催されました。

【図書館情報学研究方法論】担当：教授・影浦 峯

本講義は研究室のメンバーが研究において必要な方法論を身につけるためのものである。本年は研究室のメンバーのテーマに合わせて4つのグループに分かれ、それぞれのグループでメンバーの研究内容に必要な方法論を学んだ。1つ目の技術系グループは主に自然言語処理を扱い、各自の研究分野の論文のうち、最新の研究内容が載った論文を各自で紹介

するという形で行われた。2 つ目の記述系グループはデータの観察などを基に事象を記述する研究を扱い、各自研究内容を説明することについて、先行研究のうち新たな方法論を説明した論文の説明の形式を学んだ。3 つ目の対人実証系グループは対人実験やインタビューなどを扱うグループで、佐藤郁哉著『社会調査の考え方』を講読し調査の方法論を学んだ。4 つ目のグループである翻訳系は翻訳に関する研究を扱うグループで1回につき2名の発表者が翻訳の方法論をめぐる、一つ主な文献を取り上げながら、その他の文献(3-5本程度)と関連させつつ、グループのメンバーの中で共有した。

【情報媒体構造論】担当：教授・影浦 峽

冬学期の情報媒体構造論ではテキストに Stephen Few 著 *Now You See It: Simple Visualization Techniques for Quantitative Analysis* を取り上げ、統計データに見られるパターンや着目したい特徴量を、人間の目に直感的な形で誤解なく提示するための視覚表現の使い方について理解を深めました。

授業ではあらかじめ指定された章ごとの内容を担当者が英語で発表し、それに対して主に英語で議論を行う形で進行了。形式は担当者の裁量に委ねられており、受講者に問題を投げかけたりソフトウェアによるデモを行ったりと多様な展開がみられました。

授業期間の全体をかけて同書の全章を読み終え、統計データの属性にはじまり、意味を抽出しやすくする整理のしかた、グラフの種類と特性、視覚情報の配分、グラフ上で有用な図形的な補助手段、グラフベースのさまざまな分析手法と読み取り方までを通して学びました。これにより、数値データの視覚化を通じて効果的に情報を発見・分析・伝達するために必要な知識を習得しました。

【図書館と情報資料】担当：客員教授・海野 敏

本講義は図書館と情報資料に関連するデータを収集し、それらを数量的に分析することによって知識の展開・記録・伝達・流通についての新たな知を得ることを目的とするものである。また、成果を学術論文あるいは学会論文として発表することを目標としている。

講義では12回にわたり統計解析の基礎、R言語、各種書誌データの構造、テキスト処理、ウェブスク

レイピングを学び、最終課題に取り組むための技術を身に付けた。最後の2回の講義では学生による最終課題の発表が行われた。最終課題のテーマは各自の関心に基づいており、「岩波文庫の絶版傾向」、「求人情報から見る外国語人材需要分布」、「岩波書店岩波ジュニア新書の分析」、「リハビリテーション専門職の問題意識とがんの臨床現場における問題意識」、「ベイズ統計に関する論文の調査」、「同一作家の著作と翻訳作の文体は異なるのか：青空文庫のデータを用いた初歩的な考察」、「言語処理学会採択論文のタイトルにおける単語の出現頻度」と多岐にわたった。

【デジタルドキュメント論】担当：非常勤講師・阿辺川 武

デジタルメディア上で配信・流通・利用・保存される情報を「デジタルドキュメント」と広く定義し、各種「デジタルドキュメント」について概要に関する講義と操作のための実習を通じて学習した。PDF・書誌・Wikipedia といったテーマについて学び、それらを構成しているデジタルドキュメントのコンピュータによる処理を、コマンドライン実行プログラム、及び Python プログラムで行った。また、応用的なテーマとして深層学習についても学んだ。単に様々なデジタルドキュメントの概要を知るだけでなく、実際にデジタルドキュメントの形式について、操作を加えながら学ぶことができた。授業の中盤では、教育 IT ソリューション EXPO に行く演習が組み込まれ、教育の現場で ICT が現在如何に用いられているかについて、それらを開発・設計した人たちの説明を受けながら知ることができた。

個人研究活動報告

(図書館情報学研究室 博士課程)

[中村 由香]

現在、生協総合研究所で研究員として働きながら、博士論文を執筆している。博士論文は「既婚女性の就業とネットワーク」をテーマとしており、今年度はこのテーマに関する論文執筆や学会発表を行った。

まず、既婚女性の就業の有無や就業者の雇用形態を規定する要因を分析し、その成果を「既婚女性の就業を規定する要因：「現代核家族調査、2008」を

用いた分析”としてまとめた。この論文は『参加者公募型二次分析研究会 夫婦データを用いた、家計、就業、子育てに関する二次分析 研究成果報告書』に収録された。

また、その大半が既婚女性で占められている福祉サービスの労働者に焦点をあて、労働環境の課題やその課題が生じる背景を明らかにする研究を行った。この成果については、オランダで7月に開催された International Conference of International Society for Third-Sector Researchにて、“The Marketization of the Voluntary Care Work in Third Sector: An Implication for Social Role of Volunteer Workers”というタイトルで口頭発表を行った。その後、発表内容を論文としてまとめ、それを収録した書籍が3月末までに刊行される予定である。

〔蘇 懿禎〕

本年度は博士論文『台湾の小学校における読書教育について—1950年代から2010年代にかけて』の執筆を中心としています。昨年、論文の章立てについて悩んでいましたが、先生に相談の上、調整ができました。主には、時期の区切りを学習指導要領の改正時点から、実際の読書教育発展状況へ変更しました。現在、第一章と第二章は初稿済みで、第三章を書いているところです。二人の司書教諭にインタビューしました。一人は現役で、一人は元小学校司書教諭のあと大学教授になり、今は退官された先生でした。大変貴重な資料を得て、今は整理中です。

博士論文のほか、ヨーロッパの絵本屋さんと児童図書館めぐりの旅について、本を出版しました。

【共著図書】

蘇懿禎・謝依玲『歐洲獵書八十天：插畫家×古繪本×繪本書店×兒童圖書館』台北，青林出版社，2019年1月，全263頁。（ヨーロッパ絵本狩り80日：イラストレーター×古絵本×絵本書店×児童図書館）

〔高橋 恵美子〕

本年度は、博士論文として、「日本における学校司書の配置と実践の歴史—専門性確立をめざす歩みの視点から—（仮題）」を執筆中、また査読論文として、「学校司書配置に関する各種調査の分析—調査結果が意味するもの—（仮題）」を執筆中である。

8月1日、神奈川県教育委員会主催の平成30年度生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」第1回

において「子どもたちに楽しい読書を、子どもの読書活動推進のために」のタイトルで講演を行った。12月8日、中部図書館情報学会研究発表会「学校図書館職員の現状と問題点」の発表を行った。

日本図書館協会政策企画委員会専門職制度検討チームの一員として、報告書を作成中、また日本図書館協会学校図書館部会として、10月20日全国図書館大会分科会（学校図書館）を担当し、分科会の企画運営と報告作成を行った。

〔新井 庭子〕

本年度は、主に前年度に出した結果を発展させ、その結果を Cogsci2018（マディソン、7月）や READ2018（カイザースラートン、10月）において報告した。知識を構成するものとは何であり、またどのようにそれが構成されるのかという問いは、主に図書館情報学において問われてきた。それとは別に、知識がどのようにして受け取られるかという問題もあり、これは教育学や認知科学などで様々な形で検討されてきた。本研究の分析の背景にある問題は、この2つの問いに深く関係している。すなわち、体系的な知識を構成する言語表現上の特徴とは何であり、そして、それらは知識を伝えるという現実の要請を前提としたときに、それに応じてどのように変化するだろうか。これらの問いを念頭に置き、知識を構成する言語表現の特徴について、小学校5-6年生と中学校1-2年生の理科教科書を調べた。

〔矢田 峻太郎〕

昨年度3月から今年度5月の間、オーストラリア連邦科学産業研究機構（CSIRO）Data61部門（シドニー）に客員研究員として滞在する機会を得た。Cecile Paris グループリーダーの指導のもと、SNS（Twitter）上の発言から特定の対象への態度（スタンス）を抽出するための技術開発に取り組んだ。国際的多様性に富んだトップレベルの研究環境を経験でき、大変刺激的だった。この研究は博士論文テーマ「前読書家の読書を触発する図書推薦システム」と親和性が高く、成果を応用する予定である。帰国後は推薦システムに用いる「図書に言及する Tweets」の記述分析や、図書への言及が受け手の読みに与える影響の調査を行い、システム設計思想の妥当性を考察した。また研究室関係者との複数の共同研究に取り組み、渡邊晃一郎氏と会議論文を、宮田玲

氏・浅石卓真氏と雑誌論文を発表したほか、渡邊氏および唐麟源氏と NTCIR の Shared Task に参加した。

[山田 翔平]

今年度は、博士課程での研究テーマ「大学図書館の蔵書に見られる特徴の分析: 大学の位置づけを考慮して」に関する研究を進め、博士論文の執筆を行った。経済学部を有する大学に所蔵される経済学に関連のある蔵書について、大学を教育機能の別で分けて分析を行い、その結果を「大学図書館の蔵書の構成と学問領域の関連: 経済学に着目して」というタイトルで 2018 年度図書館情報学会春季研究集会にて発表した。この発表内容を再検討して博士論文の執筆を行ったほか、対象とする他の学部・大学を設定し、蔵書の分析を行い、博士論文の執筆を行った。

岩波新書の形式、形態について分析を行った“Physico-symbolic characteristics of Japanese paperback book series Shinsho: A descriptive study”が LIBRES に掲載された。これは、2016 年度に The 7th Asia-Pacific Conference on Library and Information Education and Practice にて発表を行った内容を構成し直したものである。

[朱 心茹]

昨年度に引き続き「発達性ディスレクシアに特化した和文書体と和文書体カスタマイズシステム」の研究を行っています。

これまでの研究で作成した和文書体の 1 回目の評価実験が完了しました。評価実験方法と書体作成について、2 月に筑波で開催された Association for Reading and Writing in Asia Annual Conference と 4 月にテルフォード (イギリス) で開催された British Dyslexia Association International Conference でポスター発表を行い、評価実験結果について、10 月にカイザーラウテルン (ドイツ) で開催された International Interdisciplinary Symposium on Reading Experience & Analysis of Documents で口頭発表を行いました。また、主に修士課程において行った研究「ディスレクシアに特化した欧文書体の特徴抽出」に関する雑誌論文を執筆しました。

上記研究と並行して進めていたモリサワとの共同

研究「UD デジタル教科書体の欧文フォントの可読性と視認性に関する研究」が終了しました。5 月に東京で開催された教育 IT ソリューション展ブース内で結果についてのミニセミナーを行った他、報告書に基づいて雑誌論文を執筆中です。

現段階の主な研究内容は、機械学習を利用した書体特徴の抽出と書体カスタマイズシステムの開発です。NII の佐藤真一教授と Phan Sang 博士のご指導のもと、ディスレクシア欧文書体の分類器の作成を行いました。また、Google の賀沢秀人博士と David Ha 氏からアドバイスをいただきながら、書体カスタマイズシステム等の開発にあたっています。

[唐 麟源]

今年度は、博士論文の執筆に向けた準備を行った。言語の規範的使用という大きな関心を背景に、日常用語と専門用語の使い方の差異をテーマにすることを決めた上、関連研究の整理に取り掛かった。研究分野として、自然言語処理における語義識別タスクに着目し、とりわけ意味変化タスクを立脚点とする。また、分析の言語資料として、法律用語辞典および新聞記事のデータの獲得と前処理を行った。これらの研究活動をまとめ、博士論文の執筆に着手する予定である。

[韓 尚珉]

本年度は、先行研究をレビューしながら研究の課題とリサーチ・クエスチョンを明確にし、研究資料のサンプルを使って実際に手を動かすことに重点を当てた。テーマは「日本語非母語者の読み理解のためのウェブ文書デザインに関する研究」とし、研究対象としてのウェブ文書は自治体がある手続きについてウェブ上で公示・説明している文書に定めた。

研究の予備調査として、二つの手続きに関した「日本の自治体のウェブ文書に対するドキュメント・デザイン分析」を行い、研究室総合ゼミで研究の概要と進捗、中間結果について発表した。分析終了後は重要要素を考慮したウェブ文書の設計と具現及び実証実験の準備に取り組む予定である。先行研究については、比較分析を行なった結果をまとめたレビュー論文を執筆し“Factors in the Reading Process that Affect Hypertext Comprehension”というタイトルで海外論文誌に投稿した。

〔陳 龍輝〕

昨年発表の提案に続いて、分散メソッドを用いながら、数学的表現としての用語体系の統合に関する研究を継続した。この目標に向け、用語ネットワークに関する先行研究に従って、用語データを基に構築した分散表現を作成した。

これに続き、複数の単語から成る用語の中からツリー-LSTM（長短期記憶）ネットワークを用いてより良い表現を引き出せるようにするための研究を追加で行った。このネットワークは係り受け解析（Dependency Parsing）ツリーの上に構築され、最終的な表現が翻訳に適用される。本研究は現在、計算言語学会北米支部 2019 年年次大会での発表を検討している。

〔王 一凡〕

本年度より本研究室の博士課程に入りました。現在は、研究対象とする慧琳撰一切経音義・希麟撰続一切経音義の文字情報分析に向けて、主に画像判定やデータ表現の手法について調査を進めています。研究室の各種ゼミ・活動に参加しながら、雰囲気や研究活動のペースに体を慣らしています。

外部活動は過去の研究内容や理論面の考察が主であり、5月に情報処理学会 CH 研究会でのポスター発表「グラフデータベースによる文書リポジトリ統合管理システムの設計」で学生奨励賞を受賞しました。6月にフランスの /gɹafematik/ でラテン文字に関する口頭発表、8月の日本言語学会夏季講座に参加、続いてシンポジウム「古辞書研究の射程」で一切経音義に関する口頭発表を行いました。また、今年度は TEI 関連の事柄が多く、6月にオーストリアの TEI サマースクールに参加、8月の CH 研究会、9月の TEI 2018 で和漢籍の TEI 化に関する口頭・ポスター発表を行いました。2月にも一切経音義に関する論文投稿および発表を予定しています。

〔朴 惠〕

本年度より博士課程に入学し、翻訳者を育成するために何をどのように教えればよいのかについて研究を行いました。

前期では、研究生の段階から始めた翻訳コンピテンスに関する文献レビューを引き続き行い、その結果を「翻訳コンピテンスとは何か、それほどのように規定されているか：翻訳教育カリキュラム開発に

向けたレビュー」という題目で日本通訳翻訳学会年次大会（関西大学）において口頭発表をしました。

後期では、韓尚珉氏・影浦峽教授との共同研究である「翻訳文を自己修正する際のメタ言語利用に関する研究」が倫理審査、予備実験、参加者募集を経て、2019年1月に本実験をスタートしました。年度内に実験を完了し、分析結果を2019年夏頃に学会で発表することを予定しています。

また、『日本翻訳ジャーナル』の連載コラム「キャンパスで学ぶ翻訳通訳」第2回を執筆し、北京大学日本語翻訳修士課程について紹介しました。

〔図書館情報学研究室 修士課程〕

〔BOURKE, Rebecca Louise〕

This year, I focused on completing my master's research, the outline and purpose of which I defined in the first year of my master's course. I also composed my graduate thesis (regarding aforementioned research) entitled "Toward an understanding of the 'information gap' faced by non-Japanese-speakers in crisis scenarios: based on tweets from the 2016 Kumamoto Earthquakes". In addition, I have begun writing a presentation of the findings from this research which I hope to present at a conference in the coming year.

〔名倉 早都季〕

修士課程を1年休学し、NGOでのインターンシップに従事した。研究活動としては、学部の卒業論文を再構成した投稿論文の執筆を行った。国語科教育における論理的思考概念をめぐる議論のレビュー論文である。執筆を進めるうちに卒業論文から内容が大幅に変更され、「国語科教育における言葉を使った論理的思考一体系性と具体性についての整理」と題して学会誌へ投稿した。また、休学期間を活かして、修士論文の直接の先行研究にはあたらないが関連する書籍を読んだり、修士課程1年の際に不足を痛感していた初歩的な大学数学を勉強したりするなど、修士論文執筆に向けての準備をすることができた。来年度は復学し、「理由を説明するとは何か」というテーマで修士論文を執筆予定である。今後は勉強を継続しながら、研究を進めたい。

〔姚 依辰〕

今年度は4月より学際情報学府文化・人間コースの修士課程に入学しました。研究の内容として、入学から6月までは第二言語習得の観点から、非母語話者の発話にある「中間性」、「不完全性」に焦点を当てていましたが、7月以降は言語運用の社会的属性に重心を移し、現在は英字新聞の記事タイトルに使われている修辞手法を通して、英語の「ネイティブネス」(Nativeness)と能力(Competence)について考察をしており、母語話者の言語運用にある「正統性」(Orthodoxy)に問いかけています。

具体的な活動においては、2018年度前期では研究対象の明確化を主要な目標とし、発散的思考で研究の主旨と関わるいくつかの分野から文献調査を行いました。その上、図書館情報学研究方法論を受講し、対人系実験の方法論について認識を深めました。後期は主に研究の焦点を絞るために努めましたが、新聞記事での言語運用に興味を持つことになり、媒体と言表についての古典や先行研究を参照しながら、自身の研究着想に至った経緯を整理しつつ、研究の主張を確立できました。

〔渡邊 晃一朗〕

本年度4月より本研究科の修士課程に入学した。本年度は卒業論文で行なった引用についての研究を進展させ、“Characteristics of Sentences with References in Scholarly Papers: An Explorative Analysis”(影浦映教授、矢田峻太郎氏との共著)というタイトルで国際会議 SCIDOCA2018 に論文を投稿し、学会発表を行なった。また、5月より理化学研究所・革新知能統合研究センターでの研究アルバイトを開始した。これらの研究と並行して、線形代数などの基礎的な内容、また深層学習、データの可視化をはじめとする技術的な内容、研究テーマである引用の位置付けについての学習を進めた。その他には学部生向けの講義「教育資料調査法演習」にてティーチング・アシスタントを務めた。

(社会教育学・生涯学習論研究室 博士課程)

〔大山 宏〕

本年度は昨年度から継続して青年の自立に関する研究を進め、日本社会教育学会第65回研究大会自由研究発表にて「高度経済成長期における都市青年の社会運動—日本都市青年会議の設立経緯と初期の関心を中心として—」として報告を行う予定であった(天候不順により会場校に到着できなかった)。また子ども・若者支援に関連する成果としては、2018年9月にエイデル研究所より発行された特定非営利活動法人日本子どもNPOセンター編『子どもNPO白書2018』に編集委員として関わり、「子ども・若者と地域社会をつなぐNPOの取り組み」(p.122-127)を執筆した他、昨年度まで板橋区教育委員会に勤務していた際の内容をまとめ、2018年8月発行の『東京23区の社会教育白書2018 いま知りたい伝えたい』に「子ども・若者支援の拠点としての社会教育施設～板橋区立生涯学習センター若者支援スペースi・youthの取り組みから～」として執筆している。

〔中川 友理絵〕

本年度より、出産・育児のための休学を経て、復学した。

研究活動として、社会教育の機関としての博物館のあり方をテーマに文献講読と資料の収集をおこなった。具体的には、社会教育関連雑誌の博物館に関する掲載記事において、1970年代から今日に至るまでの議論を概観し、伊藤寿朗の地域博物館論がどのような背景で形成され、また、学芸員の実践によってどのように展開されているのかに注目した。そのうえで、伊藤の地域博物館論を学芸員の役割から捉え直し、学芸員の専門性を検討するうえでの視座を得ることができた。

共同研究として、社会教育領域における子育て支援研究に関する資料の収集と勉強会をおこなった。また、サービス・ラーニングに関する文献講読、大学における地域貢献の取り組みについての情報収集をおこなった。

〔山口 香苗〕

今年度は主に、台湾の社区大学をテーマとした博士論文を執筆しました。また、台湾の生涯学習の2017-2018年の動向について執筆し、『東アジア社会教育研究』(第23号、2018年9月、p.130-144、

林忠賢と共同)に掲載しました。11月には韓国で開催された「第4回東アジア生涯学習研究フォーラム」に参加しました。フォーラムは、昨年度は佐賀県で行われ、今年で2年目の参加となり、東アジア(日本・中国・韓国・台湾)の社会教育・生涯学習研究者と、より深く交流することができました。8月からは長野県松本市との共同研究である公民館調査に参加し、松本市20地区の町会と町内公民館の聞き取り調査を行いました。

〔相良 好美〕

2018年4月に1年間の休学より復学し、博士課程の最終年度を迎えた。本年度は博士論文執筆に向けて、まず論文の核となる事例分析で援用する分析手法の精緻化を目指し、自主研究会での研究発表を重ねた。並行して先行研究における知見と課題の整理に取り組み、「ニューカマー青年研究の動向と展望―進路・移行をめぐる研究を中心に―」という研究題目で東京大学大学院教育学研究科紀要に投稿した。その他の研究活動では、東京大学高大接続研究開発センターCoREFユニットRAとして、初等中等教育における学習者中心の授業開発および評価手法の実践研究に従事した。

〔杉浦 ちなみ〕

以前から継続して、さまざまな方にお世話になりながら奄美大島の調査に取り組んでいます。今年度は資料調査に力をいれていました。その調査結果をもとに、学会報告や論文投稿にも挑みました。今後は、研究枠組みの検討・修正を重ねつつ、更に資料の分析を進め、博士論文の執筆へと着実に向かいたいと思います。

〔西川 昇吾〕

本年度は、「当為としての教育学的価値と労働に関する研究」という題目で、社会教育学会の自由研究発表に向けて準備を行った。戦後教育学は「当為の学問」として労働に対して価値的な議論を行ってきたが、今日その前提であったマルクス主義や、「教育学が目指すべき目標としての発達」概念そのものの妥当性が疑われつつあり、報告では、教育学が労働の意味づけや価値の問題についてどこまで論じることができるのかということについて改めて検討した。そして今後の展望として、労働を相互承認関係の中

で価値を生み出す行為、つまり「働くこと」としてとらえなおすことによって、人が働くということについて教育学的に論じうるのではないかということを示した。また、自主ゼミとして保育研究会を立ち上げ、幼児教育や子育て支援といった課題に対して、社会教育学が行うべきアプローチとはどのようなものであるかということについて検討した。

〔須藤 誠〕

本年度は1年休学し、首都圏内の自治体で社会教育指導員(非常勤職員)として勤務し社会教育実務経験を積むこととなった。春から秋にかけての体調不良も相俟って博士研究の進捗は乏しいものの、昨年度からの問題意識を引き継ぎ、これまでの教育実践(ことに社会教育実践)において人々に生起するところの時間意識がいかに措定されてきたのか、そしてそれが今日いかに変容しうるのか、という原理論的な問いに対して、「時間」「身体」や「空間」といった諸概念の検討をしながら応えようと試みた。その結果として析出された複数の論点については、これまでに各所で発表してきた内容を肉付けしつつ、来年度以降積極的に発表する所存である。

なお、昨年度から実施してきた共同研究の結果が、海外ジャーナルに掲載されることが決定した(Chie Fukui, Mahiro Fujisaki-Sueda-Sakai, Nobutada Yokouchi, Yuka Sumikawa, Fumika Horinuki, Ayako Baba, Makoto Suto, Hiroko Okada, Ryogo Ogino, Hyosook Park, Junichiro Okata, “Needs of persons with dementia and their family caregivers in dementia cafés” *Aging Clinical and Experimental Research* 誌への掲載決定)。

〔入江 優子〕

本年度も引き続き『『経済的に困難な家庭状況にある児童生徒』へのパッケージ型支援に関する調査研究プロジェクト(東京学芸大学)』に携わりながら研究を進めました。現在、その研究成果を基に学校及び教員養成系大学向けテキスト「子どもの貧困と教育」の分担執筆を進めています。また、主な研究活動報告は以下のとおりです。

【論文】

・“学校教育、家庭教育、社会教育の関係構造に関する今日的状況―困難な家庭状況にある子供たちを取り巻く教育環境に着目して―”『教育支援協働学研究』

vol. 1, 2019, p. 4-17. (掲載予定)

【学会発表】

・『『コミュニティ・スクール』から見た『チーム学校づくり』の課題』日本教育支援協働学会創立大会シンポジウム, 2018年6月3日

・「社会の構造変化からみた学校と地域の連携・協働政策の課題—学校区の社会経済的背景の多様性に着目して—」日本社会教育学会第65回研究大会(自由研究発表), 2018年10月6日

【詹 瞻】

博士課程以来の課題意識を引き継ぎ、個人研究では中国民国時代における蔡元培を中心とした「美育」理論について理論研究を行った。今年度は、昨年度の研究結果より蔡元培の理論が誕生した社会背景を整理し、さらに「美育」の展開の過程に関わった王国維と魯迅についてレビューした。その上、社会教育の視点から蔡元培の「美育」理論の当時の中国社会における意味付けについて検討し、当時共和制国家の形成期において、蔡元培、王国維、魯迅3人とも「美育」を通して、民衆の人格を高め、国力の増強による民族の独立へと主張することを明らかにした。その結果を、10月に日本社会教育学会第65回研究大会(名桜大学)において「蔡元培の美育理論とそれにかかわる人物に関する研究—王国維と魯迅を注目して—」という題名で自由発表を行った。

その他、千葉県柏市との共同企画である「キッズセミナー」にスタッフとして関与した。また牧野先生のもと、高齢者社会に関する海外論文の翻訳活動にも取り組んだ。

【堀本 暁洋】

引き続き、公共ホールと地域住民の関わりに着目し、公共ホールにおける学習の機能について研究を行っている。本年度は、1970年代以降に親子劇場運動が展開した公共ホール建設運動に着目し、活動内容の調査・検討を行った。その内容を日本社会教育学会第65回研究大会にて発表し、また日本社会教育学会紀要に投稿を行った。

また、東京都文京区のNPO法人「街ing本郷」の定例カフェへの参加と広報誌の執筆、千葉県柏市高柳地区でのキッズセミナーにて、楽器作り講座の講師の担当、長野県松本市との共同研究を行った。そのほか、地域文化研究会に参加し、地域の文化活

動について、また社会教育と文化の実践に深く関わってきた研究者、実践者についての調査・研究を行った。

【松尾 有美】

1年間の韓国での留学を終えて迎えた本年度は、博士論文の執筆にむけて自身の研究課題を形作り研磨していくことを目標としてきた。自分はどういう韓国社会を把握し、その中での子育て・育児支援をどのように描きたいのかということを考える上で、一度原点に立ち返り、修士論文のリライトを行なった。その結果としての論文を投稿し、掲載に至った。松尾有美 “공동육아에 대한 어머니들의 의식에 관한 고찰 —서울시 육아품앗이 단체 어머니들을 중심으로— (共同育児に対する母親の意識に関する考察 —ソウル市育児プマシ団体の母親を中心に)”, 『교육연구 (教育研究)』韓国公州大学教育研究所, 2018) p. 27-43.

8月からは研究室の松本共同研究のチームに加わり、松本市内の地区公民館の調査を月に一回のペースで行なっている。また東アジア社会教育研究会(TOAFaec)の活動にも韓国フォーラムの一員として参加し、韓国平生教育の一年動向を分担して執筆したり、定例会で留学報告会、そして昨年度から一年動向で担当している韓国障害者平生教育について簡単な報告を行ったりした。

【大野 公寛】

引き続き「学校と地域の関係」をテーマに研究を進めている。今年度は、「学校参加」を扱った先行研究において、地域の参加がどのように捉えられてきたのか、その構造を検討した。その内容は、2018年10月におこなわれた日本社会教育学会第65回研究大会で報告するとともに、本コース紀要に論文(「学校参加論の構造と課題—「地域」の「参加」を捉える研究の視角に着目して—)として投稿した。学校参加論以前の先行研究にも検討の対象を広げていきたい。

その他、昨年度に引き続き、岐阜市教育委員会との共同研究、文京区のまちづくりNPO「街ing本郷」の定例会への参加や広報誌の作成などの活動にかかわった。また、全国公民館連合会の実施する全国公民館実態調査事業に参画し、その準備を進めた。

〔丹田 桂太〕

本年度は、これまで明確に扱ってこなかった「地方」や「青年（若者）」と「社会教育」との関係に注目し、研究を進めた。まず、現代社会における「地方の若者」問題と「社会教育」との関係を問うた先行研究をレビューし、これらが「若者」の「成長」や「発達」を所与のものとして議論を展開している点を批判的に捉えた論稿を、第65回日本社会教育学会大会で報告した。また、社会教育研究においてかつて重要なテーマであった「青年」が、主として2000年代以降、「若者」として扱われるようになったその概念変化の理由を、戦後社会教育研究における「青年」概念の変遷を追うことから検討した論文を、社会教育学会のジャーナルに投稿した（2019年1月現在審査中）。

この他、昨年度に引き続き、岐阜県岐阜市教育委員会との共同研究および、東京都文京区のまちづくりNPOの活動に参加している。前者の共同研究については、昨年度の成果を報告書としてまとめ、発行した。さらに現在は、社団法人全国公民館連合会が5年に1度実施する全国の公民館に対する悉皆調査の調査票作成に取り組んでいる。

〔末光 翔〕

本年度より博士課程に進学した。修士課程に引き続き、精神障害者家族の学習のあり方、および学習への参加を通じた家族の価値観・行動変容のプロセスについて、「家族による家族学習会」プログラムとそれに関わる家族を対象に調査を続けている。

・修士論文の議論を整理し、「精神障害者家族の家族支援論に求められる視点の検討—『家族による家族学習会』の『事後の振り返り』場面に着目して—」を『東京大学大学院教育学研究科紀要』に投稿した（第58巻、2019年3月刊行予定）。上記論文では特に、家族が専門家や他の家族と対等な関係を形成する上で求められる「言説の資源」の状況に着目し、参与観察データの記述・分析を行った。

・本年度11月より、「家族による家族学習会」プログラムの普及に積極的に関わる家族若干名へ継続的なインタビューを行い、家族の人生経路図の作成を行っている。従来のケア論における「ケアを開く／ケアを閉じる」をめぐる議論を参照し、家族の価値観・行動の変容と学習参加との関連について検討を進めている。

〔野村 一貴〕

地域づくりと自然環境のかかわりについて関心をもち、とりわけ歴史的な空間認識がどのように表現され、受け継がれていくのかについての研究をおこなっている。これに関連して、9月より「科学技術インタープリター養成プログラム」にも所属し、副専攻として科学技術と地域社会の在り方についても調査を進めている。

研究室に関わる活動としては、8月に実施された一連のものづくりワークショップ（高山市「ものラボ高山キャンプ」ならびに岐阜市「ぎふサイエンス・キャンプ」）のスタッフとして参加した。同じく8月に柏市（高柳・豊四季）で実施されている「東大キッズセミナー」においても講師やスタッフをつとめた。このほか、正式なメンバーではないが松本市の共同研究においても初期のみ参加し、聞き取り調査や文字起こしなどを担当した。

これまでの研究業績等については個人ホームページに掲載する予定であるため、そちらを参照されたい。

〔林 忠賢〕

2018年度より博士課程に入学し、生涯学習基盤経営コースに配属された。同時に、リーディングプログラム・活力ある超高齢社会を共創するグローバル・リーダー養成プログラム（GLAFS）に参加している。来日して語学を勉強しながら、社会教育について一から勉強した。日本の院生生活に慣れるまでは少し時間がかかったが、初年度は以下のような活動を行った。

1. 発表：「日本における公共複合施設の現状と課題」第65回日本社会教育学会、2018年10月6日、名桜大学
2. 発表論文（査読付き）： [Chung-Hsien Lin](#)（共著）“Design Implications and Methodology Based on the Potential Needs of Seniors for Home Monitoring Systems”, 2018 Asian Conference on Design and Digital Engineering (ACDDE 2018)
3. 山口香苗・林忠賢「台湾の生涯学習・この一年」、『東アジア社会教育研究』第23号、2018年、p. 130-144.
4. 翻訳：①劉以慧、「教育から長期的ケアへ：高齢社会における学校と地域の実践の役割について」、『東アジア的観点からみた学校と地域の連携に対す

る展望』第4回東アジア生涯学習研究フォーラム，2018年，p. 225-233. ②小林文人「学校と地域の連携におけるマウル教育共同体の創造」、『東アジアの観点からみた学校と地域の連携に対する展望』，第4回東アジア生涯学習研究フォーラム，2018年，p. 259-266.

5. その他:8月にキッズセミナーの講座講師を担当。秋学期 A2 から新藤先生の学部ゼミ「社会教育学演習Ⅳ」のTAを担当し、授業の一環として昭島市公民館及び建設中の教育福祉総合センターでの調査を行った。

(社会教育学・生涯学習論研究室 修士課程)

[松本 奈々子]

1年間の休学期間を経て、本年度10月より修士課程に復学した。

本年度は、修士論文「〈古い〉をめぐる学びに関する研究—飯田市華齢なる音楽祭を事例に一」の執筆に取り組んだ。

本論文では、国内外の高齢者・高齢期に関わる学習実践研究が、介護予防や医療・介護の専門職育成に注力しているなかで、高齢者が加齢現象への想像力を介しながら生活をつくる実践とそこにかかわる人々の語り注目する研究の枠組みと方法論の検討を試みた。そのために、老年社会学・社会教育学の理論を接続することで〈古い〉をめぐる学びという枠組みを提示し、飯田市華齢なる音楽祭という事例の調査による実証を行った。

[豊田 瑠璃]

本年度は、修士論文「喪失を伴う老いの生き方に関する探索的研究—神奈川県有料老人ホーム入居者を事例として—」の執筆に取り組んだ。従来の二極化した高齢者観を脱した像を模索するために、高齢者の日常の在り方を描きだすことを目的としたものである。有料老人ホーム入居者の9名を対象とした調査を行い、喪失を伴う老いに寂寥感や抵抗感を体験しながらも、老いや人生を二次的に経験していくことで受容し、日々の安定化を図り、また老いの制限を受け入れた上で関わろうという態度の中で、その志向性にその都度自己と他者を見出し続ける姿が浮かび上がった。

また、5月から8月にかけて研究室プロジェクトとしてのラボ JAPAN の活動に携わらせて頂いた。

[酒井 瑞生]

本年度より社会教育学・生涯学習論研究室に修士課程として入学し、社会教育学・生涯学習、教育社会学等の授業を受講しました。そのほか、学部時からの研究関心でもある高齢者に関連した授業を受講し、教育学的側面だけでなく、法・経済・医学等多角的な観点から学びました。

研究活動としては主に、来年度発刊予定の『シリーズ 超高齢社会のデザイン』の1章分を担当させて頂くことになり、その執筆に取り組みました。修士論文では引き続き高齢者を対象とした学習をテーマとすることを考えており、来年度に向けて基本的な文献や研究方法について検討しています。個人研究のほかには、研究室プロジェクトであるものラボ JAPAN の運営や松本市の共同研究に関わらせて頂きました。

[楊 映雪]

本年度より本研究室の修士課程に入学し、大学院博士課程リーディングプログラム(GPinG: GLAFS)でジェロントロジーを副専攻として履修し始めた。院ゼミや講義を通して、生涯学習の理論や思想、そして教育と福祉などについて学習した。また、R や Python の演習を通して、量的な研究方法やデータ作成技術の基礎を学習した。夏から自治公民館をベースにした新しいまちづくりの松本市共同研究に参加し始めた。個人研究としては、中国における NPO 団体と「互助論」に関心を持ち、今後更にテーマの絞り込みと調査を行う予定である。その他、①院生プロジェクトとして「キッズセミナー」の講師を担当した。②高山市・岐阜市で開催された「ものラボ」キャンプにてセンサー講師と運営スタッフを担当し、報告書を執筆した。③上海開放大学の決策諮問課題研究に参加し、雑誌『終身教育研究』にて共同論文を投稿した。

副専攻では、講義やセミナーで超高齢社会における現状や理論を勉強し、他専攻の院生との共同研究を行った。また、岩手県大槌町や鎌倉市大平山でのフィールド実習に赴き、ファシリテーターとして住民と触れ合いながら、地域づくりの課題について考える機会となった。

(社会教育学・生涯学習論研究室 研究生)

[金 亨善]

本年度より外国人研究生として入学し、博士課程進学に向けて研究の関心や課題を整理しつつ、生涯学習基盤経営コースのゼミと研究テーマにつながる他コースの授業を聴講した。研究の関心としては地域づくりにおける学校の位置づけである。主に日本の学校教育や生涯学習政策と地域づくりとの関係に関わる資料を中心に研究テーマのまとめ作業を行った。関連活動としては7月岐阜市共同ワークショップにファシリテーターとして参加し、8月柏第六小学校でのキッズセミナーではスタッフとして参加した。そして9月からは長野県松本市での「自治住民を基盤とした社会システム構築事業」の調査に参加している。その他、東京都世田谷区の「岡さんのいえ TOMO」にて、月一回の「岡'sキッチン」で地域住民や当事者たちとの交流を進め、区役所での振り返り会にも参加している。執筆活動としては『東アジア社会教育研究』第23号における「韓国の平生教育・この1年—2017年～2018年—」(p. 94-106)の共同執筆を行った。

学位論文

博士論文

2018年6月（課程博士）

満都拉

「中国高等教育における教養教育に関する実証的研究 ―グローバル化がもたらす教養教育の内的矛盾：北京大学「元培教育モデル」の検討を通して―」

2018年7月（論文博士）

小野寺夏生

「論文の被引用数と引用持続性の間の相互関係、及びそれらと他の論文特性との関係に関する研究」

2018年11月（課程博士）

園部友里恵

「インプロ実践がもたらす高齢者の〈古い〉のイメージの変容 ―高齢者インプロ集団「くるる即興劇団」を事例として―」

修士論文

2019年3月

Bourke, Rebecca Louise

“Toward an understanding of the ‘information gap’ faced by non-Japanese-speakers in crisis scenarios: based on tweets from the 2016 Kumamoto Earthquakes (災害時に非日本語話者が直面する『情報格差』の問題の理解へ向けて ―熊本地震時のツイートに基づいて)”

天沼亜沙子

「社会教育法における「文化的教養」の意味 ―立法当時の議論と今日的解釈―」

佐藤志保里

「環境保全型地域形成と住民の学習運動 ―宮城県北地域を例として―」

豊田瑠璃

「喪失を伴う老いの生き方に関する探索的研究 ―神奈川県介護付有料老人ホーム入居者を事例として―」

松本奈々子

「〈古い〉をめぐる学びに関する研究 ―飯田市華齢なる音楽祭を事例に―」

図書館情報学研究室教員・院生一覧

教授 影浦 峽

客員教授 海野 敏

客員研究員 賀沢 秀人

JSPS招聘教授 PARIS, Cecile

博士課程 中村 由香
蘇 懿禎
高橋 恵美子
志村 瑠璃
新井 庭子 (学環)
矢田 竣太郎
山田 翔平
朱 心茹
唐 麟源 (学環)
韓 尚珉
陳 龍輝 (学環)
王 一凡
朴 恵

修士課程 BOURKE, Rebecca (学環)
名倉 早都季
姚 依辰 (学環)
渡邊 晃一朗

研究生 曾 加

社会教育学・生涯学習論研究室教員・院生一覧

教授 牧野 篤

准教授 李 正連
新藤 浩伸

特任助教 松山 鮎子
古塚 典洋

博士課程 侯 婷婷
大山 宏
中川 友理絵
山口 香苗
相良 好美
杉浦 ちなみ
西川 昇吾
須藤 誠
松田 弥花
入江 優子
詹 瞻
堀本 暁洋
松尾 有美
大野 公寛
丹田 桂太
末光 翔
野村 一貴
林 忠賢

修士課程 栗田 智美
佐藤 志保里
松本 奈々子
天沼 亜沙子
岡本 知佳
豊田 瑠璃
酒井 瑞生
楊 映雪

研究生 金 亨善
唐 劍明
湯 博文